

吉田町水防計画書

令和 6 年 2 月

吉田町防災会議

= 目 次 =

第1章 総 則	1
第1節 目的	1
第2節 用語の定義	1
第3節 水防の責任等	3
第4節 津波における留意事項	6
第5節 安全配慮	6
第2章 水防組織	8
第1節 吉田町水防組織	8
第2節 大規模氾濫減災協議会	11
第3章 避難	13
第1節 避難の指示	13
第2節 避難のための立退き計画	13
第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置	14
第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報	14
第2節 決壊後の処置	14
第5章 重要水防箇所	15
第1節 重要水防箇所	15
第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分	15
第3節 静岡県管理重要水防箇所	16
第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置	16
第6章 水こう門等及び操作	17
第1節 水防上注意を要する水こう門等	17
第7章 水防に関する施設及び資器材等の整備	19
第1節 水防に関する施設の整備	19
第2節 水防用資器材等の整備	19
第3節 輸送の確保	20

第 8 章 通信連絡	21
第 1 節 水防通信連絡系統	21
第 9 章 気象庁が行う予報及び警報	22
第 1 節 気象庁が発表又は伝達する注意報及び警報	22
第 2 節 津波注意報、警報の種類	26
第 10 章 洪水予報	31
第 1 節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報	31
第 11 章 水防警報	34
第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置	34
第 12 章 水位周知河川における水位到達情報	40
第 1 節 静岡県知事が行う水位到達情報の通知及び周知	40
第 13 章 水防活動	44
第 1 節 水防本部の非常配備	44
第 2 節 消防団の非常配備	45
第 3 節 雨量の監視	46
第 4 節 水位の監視	47
第 5 節 監視及び警戒とその措置	47
第 6 節 潮位・波高の情報収集	48
第 7 節 水防作業	49
第 8 節 緊急通行	49
第 9 節 水防標識及び水防信号	49
第 10 節 水防配備の解除	50
第 14 章 協力応援	52
第 1 節 河川管理者の協力及び援助	52
第 2 節 下水道管理者の協力	54
第 3 節 ホットライン体制	54
第 4 節 水防管理団体相互の協力及び応援	54
第 5 節 自衛隊の派遣要請	55
第 6 節 警察官の出動要請	55
第 7 節 企業（地元建築業等）との連携	55
第 15 章 水防てん末報告	56
第 1 節 水防てん末報告	56

第2節	消防団の水防活動実施報告書の提出	56
第16章	水防計画及び水防訓練	57
第1節	水防計画	57
第2節	水防訓練	57
第17章	浸水想定区域内における円滑かつ迅速な 避難の確保及び浸水の防止のための措置	58
第1節	洪水対応	58
第2節	津波対応	60
第3節	その他の対応	60
第18章	水防協力団体	62
第1節	水防協力団体（法第36条第1項）	62
第2節	水防協力団体の申請、指定及び業務等	62
第19章	その他	63
第1節	費用負担及び公用負担	63
第2節	公務災害補償	63
第3節	国及び県との連携	63
第4節	災害用伝言ダイヤル「171」等	63
資料編		
様式集		
様式1-1	直轄河川洪水予報形式（氾濫注意情報）	64
様式1-2	直轄河川洪水予報形式（氾濫警戒情報）	66
様式1-3	直轄河川洪水予報形式（氾濫危険情報）	67
様式1-4	直轄河川洪水予報形式（氾濫発生情報）	68
様式2-1	県管理河川洪水予報形式（氾濫注意情報）	69
様式2-2	県管理河川洪水予報形式（氾濫警戒情報）	70
様式2-3	県管理河川洪水予報形式（氾濫危険情報）	71
様式2-4	県管理河川洪水予報形式（氾濫発生情報）	72
様式3-1	直轄河川水防警報発表用紙	73
様式3-2	直轄海岸水防警報発表用紙	74
様式3-3	直轄河川水防警報発表用紙（津波）	75
様式3-4	直轄海岸水防警報発表用紙（津波）	76
様式4-1	県管理河川水防警報発表用紙（洪水）	77

様式 4-2	県管理河川水防警報発表用紙（津波）	78
様式 5	直轄河川水位到達情報発表用紙	79
様式 6	県管理河川水位到達情報発表用紙	80
様式 7-1	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請様式	81
様式 7-2	国土交通省の災害対策用車両等の派遣回答様式	82
様式 8	水防管理団体水防活動実施報告書	83
様式 9	管内水防活動実施報告書	84
様式 10	水防管理団体水防活動実施報告書	85
様式 11	水防活動実施報告書	86
様式 12	公用負担権限委任証明書	87
参考資料		
資料 1	水防警報水位観測所横断図	88
資料 2	水位の種類及び内容	89
資料 3	指定河川における情報提供について	91
資料 4	災害用伝言ダイヤル「171」等	92
資料 5	水防警報の種類、内容及び発表基準	93
資料 6	静岡県土木総合防災情報システム（通称：サイボス）	95
資料 7	国土交通省の災害対策用車両等の派遣要請手順	103
資料 8	洪水時の円滑かつ迅速な 避難を確保する必要がある要配慮者利用施設一覧	104
資料 9	防災関係機関連絡先一覧表	107
資料 10	吉田町災害対策本部編成表	110
資料 11	水防工法（参考）	111
資料 12	協定書	114

第1章 総 則

第1節 目 的

この水防計画は、水防法（昭和24年法律第193号以下「法」という。）第4条の規定に基づき静岡県知事（以下「知事」という。）から指定された指定水防管理団体たる吉田町が、法第33条第1項の規定に基づき作成するもので、水防事務の調整及びその円滑な実施のため、必要な事項を規定し、もって町域にかかる河川、海岸の洪水、内水（法第2条第1項に定める雨水出水のこと。以下同じ。）、津波又は高潮による水災を警戒し、防御し、これによる被害を軽減することを目的とするものである。

第2節 用語の定義

この水防計画書における用語の定義は、次のとおりである。

1 吉田町水防本部

洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、水防本部を設置し水防事務を処理するものとする。

2 水防管理団体（法第2条第2項）

水防の責任を有する市町をいう。

3 指定水防管理団体（法第4条）

水防上公共の安全に重大な関係があると認めて、知事が指定した水防管理団体をいう。

4 水防管理者（法第2条第3項）

水防管理団体である市町の長をいう。

5 消防機関（法第2条第4項）

消防組織法（昭和22年法律第226号）第9条に規定する消防の機関をいう。

6 消防機関の長（法第2条第5項）

消防団の長をいう。

7 量水標管理者（法第2条第7項、法第10条第3項）

量水標、験潮儀その他の水位観測施設の管理者をいう。

8 水防協力団体（法第36条第1項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であって、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

9 洪水予報河川（法第10条第2項、法第11条第1項、気象業務法（昭和27年法律第165号）第14条の2第2項及び第3項）

国土交通大臣又は知事が、流域面積が大きい河川で、洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、洪水予報河川について、気象庁長官と共同して、洪水のおそれの状況を基準地点の水位又は流量を示して洪水の予報等を行う。

10 洪水予報（法第10条、法第11条）

国土交通大臣又は知事は、洪水により相当な損害を生ずるおそれがあるものとして指定した河川について、洪水のおそれがあると認められるときは、気象庁長官と共同して、その状況を水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて、これを一般に周知させなければならない。

11 水防警報（法第2条第8項、第16条）

一級河川大井川、駿河海岸について、国土交通大臣又は知事が、洪水、津波又は高潮によって災害が起こるおそれがあるとき、水防を行う必要がある旨を警告して行う発表をいう。

12 水防計画（法第2条第6項）

水防上必要な監視、警戒、通信、連絡、輸送及びダム又は水門若しくはこう門の操作、水防のための水防団及び消防機関の活動及び水防協力団体、2の水防管理団体と他の水防管理団体との間における協力及び応援、水防のための活動に必要な河川管理者の協力並びに水防に必要な器具、資材及び設備の整備及び運用に関する計画をいう。

13 水位周知河川

国土交通大臣又は知事が、洪水予報河川以外の河川で洪水により国民経済上重大又は相当な損害が生じるおそれがあるものとして指定した河川。国土交通大臣又は知事は、水位周知河川について、当該河川の水位があらかじめ定めた氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したとき、水位又は流量を示して通知及び周知を行う。

14 水位到達情報

国土交通大臣又は知事が指定した水位周知河川において、あらかじめ定めた氾濫危険水位への到達に関する情報のほか、氾濫注意水位、避難判断水位への到達情報、氾濫発生情報のことをいう。

15 水防団待機水位

量水標の設置されている地点ごとに知事が定めている水位で、各水防機関が水防体制に入る水位をいう。

水防管理者又は量水標管理者は、洪水若しくは高潮のおそれがある場合において、量水標等の示す水位が水防団待機水位（通報水位）を量水標等の示す水位が水防団待機水位を超えるときは、その水位の状況を関係者に通報しなければならない。

16 氾濫注意水位

水防団待機水位を超える水位であって、洪水又は高潮による災害の発生を警戒すべきものとして知事が定める水位で、消防団の出動の目安となる水位である。

17 避難判断水位

氾濫注意水位を超える水位であって、洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位で、町長の高齢者等避難発表の目安となる水位である。

18 氾濫危険水位

洪水により相当の家屋浸水等の被害を生じる氾濫のおそれがある水位で、町長の避難

指示の発令判断の目安となる水位である。

1 9 洪水特別警戒水位

法第 1 3 条第 1 項及び第 2 項に定める洪水による災害の発生を特に警戒すべき水位。氾濫危険水位に相当する。国土交通大臣又は知事は、指定した水位周知河川においてこの水位に到達したときは、水位到達情報を発表しなければならない。

2 0 重要水防箇所

堤防の決壊、漏水、川の水があふれる等の危険が予想される箇所であり、洪水等に際して水防上特に注意を要する箇所をいう。

2 1 洪水浸水想定区域（法第 1 4 条）

洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定最大規模降雨（想定し得る最大規模の降雨であって国土交通大臣が定める基準に該当するものをいう。以下同じ。）により当該河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域として国土交通大臣又は知事が指定した区域をいう。

2 2 高潮浸水想定区域（第 1 4 条の 3）

高潮時の円滑かつ迅速な避難を確保し、又は浸水を防止することにより、水災による被害の軽減を図るため、想定し得る最大規模の高潮により当該海岸において氾濫が発生した場合に浸水が想定される区域として県知事が指定した区域をいう。

2 3 吉田町災害対策本部（吉田町災害対策本部条例）

災害対策に関する一元的体制を確立し防災、災害救助、災害警備及び災害応急復旧等の措置を迅速かつ強力に実施するため、大規模な災害が発生し又は発生するおそれがあり、町長が必要と認めるとき設置する機関をいう。

第 3 節 水防の責任等

水防の責任は、水防法等に基づき次のように規定される。

1 水防管理団体（吉田町）の責任

管轄区域内の水防を十分に果たすべき責任を有する（法第 3 条）。具体的には、主に次のような事務を行う。

- （1）消防団の整備（法第 5 条）
- （2）水防倉庫、資器材の整備
- （3）通信連絡系統の確立（法第 2 7 条）
- （4）河川等の巡視（法第 9 条）
- （5）水位の通報（法第 1 2 条第 1 項）
- （6）雨水出水浸水想定区域の指定、公表（第 1 4 条の 2）
- （7）浸水想定区域における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置（法第 1 5 条）
- （8）避難確保計画を作成していない要配慮者利用施設の所有者又は管理者への必要な

指示、指示に従わなかった旨の公表。要配慮者利用施設の所有者または管理者より報告を受けた避難確保計画及び避難訓練の結果についての助言・勧告（法第15条の3）

- （9）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- （10）浸水被害軽減地区の指定・公示及び通知、標識の設置、土地の形状変更の届出を受理した際の通知・届出者への助言又は勧告（法第15条の6、法第15条の7、法第15条の8）
- （11）消防団の出動準備又は出動（法第17条）
- （12）警戒区域の設定（法第21条）
- （13）警察官の援助の要求（法第22条）
- （14）他の水防管理者又は市町村長若しくは消防長への応援要請（法第23条）
- （15）住民の水防活動従事の指示（法第24条）
- （16）堤防決壊等の通報、決壊後の措置（法第25条、法第26条）
- （17）水防上緊急に必要なある時の公費負担権限の行使及び損失を受けた者への損失の補償（法第28条及び法第28条第3項）
- （18）避難のための立退きの指示（法第29条）
- （19）水防協力団体の指定・公示（法第36条）
- （20）水防協力団体に対する監督等（法第39条）
- （21）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （22）水防従事者に対する災害補償（法第45条）
- （23）水防顛末報告書の提出（法第47条）
- （24）消防事務との調整（法第50条）
- （25）水防時における適正な水防活動の実施
 - ア 通信網の点検
 - イ 水防資器材の整備点検、調達並びに輸送の確保
 - ウ 雨量、水位観測の的確な実施
 - エ 緊急通行により損失を受けた者への補償（法第19条第2項）
 - オ 自衛隊の派遣要請（知事を経由する）（知事経由）（自衛隊法第83条）
 - カ 水防解除の指示

なお、指定水防管理団体は、上記の外に義務として次の事項を行わなければならない。

- （1）水防計画の樹立（法第33条第1項）
- （2）水防計画の知事への届け出（法第33条第3項）
- （3）水防計画の公表（法第33条第3項）
- （4）水防訓練の実施（法第32条の2）
- （5）町防災会議への諮問（法第33条）

2 気象庁長官（静岡地方気象台長）の責任（法第10条）

- （1）気象、津波、高潮及び洪水の予報並びに警報の発表及び通知（法第10条第1項、気象業務法第14条の2第1項）
- （2）洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、法第11条第1項並びに気象業務法第14条の2第2項及び第3項）

3 国土交通大臣（中部地方整備局長）の責任

- （1）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （2）洪水予報の発表及び通知（法第10条第2項、気象業務法第14条の2第2項）
- （3）避難判断水位（洪水特別警戒水位）の水位情報の通知及び周知（法第13条）
- （4）水位周知河川の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第1項）
- （5）洪水予報又は水位到達情報の関係市町長への通知（法第13条の4）
- （6）洪水浸水想定区域の指定、公表及び通知（法第14条）
- （7）大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の9）
- （8）水防警報の発表及び通知（法第16条）
- （9）重要河川における都道府県知事等に対する指示（法第31条）
- （10）特定緊急水防活動（法第32条）
- （11）水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- （12）都道府県等に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）

4 静岡県の責任（法第3条の6）

静岡県は水防管理団体が行う水防が十分に行われるよう次の事項により水防能力の確保とその指導に努める責任を有する。

- （1）指定水防管理団体の指定（法第4条）
- （2）水防計画の樹立（法第7条）
- （3）水防管理団体が行う水防への協力（河川法第22条の2）
- （4）水防協議会の設置（法第8条）
- （5）水防事務の調整及び円滑な実施（法第3条の6）
- （6）洪水予報の通知及び周知（法第10条第3項、法第11条）
- （7）水位の通報及び公表（法第12条）
- （8）氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の水位到達情報の通知及び周知（法第13条第2項）
- （9）洪水予報又は水位到達情報の関係市町長への通知（法第13条の2）
- （10）浸水想定区域の指定（法第14条）
- （11）県大規模氾濫減災協議会の設置（法第15条の10）
- （12）水防信号（法第20条）
- （13）水防警報の発表及び水防警報河川等を指定したときの公示（法第16条第1項、第3項及び第4項）

- (14) 水防警報の通知（法第16条第3項）
- (15) 必要と認める区域の居住者に対する立退きの指示（法第29条）
- (16) 水防上緊急を要するときの水防管理者、水防団長又は消防機関の長に対する指示（法第30条）
- (17) 水防上公共の安全に重大な関係のある水防管理団体の指定（法第4条）
- (18) 水防協力団体に対する情報の提供又は指導若しくは助言（法第40条）
- (19) 水防管理団体に対する水防に関する勧告及び助言（法第48条）
- (20) 水防管理団体の負担する費用補助（法第44条）
- (21) 水防に関する必要な報告（法第47条第2項）

5 ダム管理者の責任（河川法第46条）

洪水が発生し又は発生するおそれがある時は、水位及び水量等の観測結果及び当該ダムの操作の状況を河川管理者及び知事に通知しなければならない。

6 放送局、西日本電信電話株式会社、その他報道機関の責任（法第27条）

水防上緊急を要する通信報道がもっとも迅速に行われるよう協力しなければならない。

7 一般住民の義務

- (1) 常に気象状況、水防状況等に注意し、水防管理者の要請がある場合、又は水害が予想される場合は進んで水防に協力するよう努めなければならない。（法第24条）
- (2) 水防通信への協力（法第27条）

第4節 津波における留意事項

津波は、発生地点から当該沿岸までの距離に応じて‘遠地津波’と‘近地津波’に分類して考えられる。遠地津波の場合は、原因となる地震発生からある程度時間が経過した後、津波が襲来する。近地津波の場合は、原因となる地震発生から短時間のうちに津波が襲来する。従って、水防活動及び消防団員自身の避難に利用可能な時間は異なる。

遠地津波で襲来まで時間がある場合は、正確な情報収集、水防活動、避難誘導等が可能なことがある。しかし、近地津波で、かつ安全な避難場所までの所要時間がかかる場合は、消防団員自身の避難以外の行動が取れないことが多い。

従って、あくまでも消防団員自身の避難時間を確保したうえで、避難誘導や水防活動を実施しなければならない。

第5節 安全配慮

洪水、内水、津波又は高潮のいずれにおいても、消防団員自身の安全確保に留意して水防活動を実施するものとする。

避難誘導や水防作業の際も、消防団員自身の安全は確保しなければならない。

なお、消防団員自身の安全確保のために配慮すべき事項は次のとおりとする。

- (1) 水防活動時にはライフジャケットを着用する。

- (2) 水防活動時の安否確認を可能にするため、通常のもので不通の場合でも利用可能な通信機器を携行する。
- (3) 水防活動は、ラジオを携行する等、最新の気象情報を入手可能な状態で実施する。
- (4) 指揮者は、水防活動が長時間にわたるときは、疲労に起因する事故を防止するため団員を随時交代させる。
- (5) 水防活動は原則として複数人で行う。
- (6) 指揮者は、現場状況の把握に努め、消防団員の安全を確保するため、必要に応じ、速やかに退避を含む具体的な指示や注意を行う。
- (7) 指揮者は消防団員等の安全確保のため、予め活動可能な時間等を消防団員等へ周知し、共有しなければならない。
- (8) 指揮者は、活動中の不測の事態に備え、退避方法、退避場所、退避を指示する合図等を事前に徹底する。
- (9) 津波浸水想定区域内にある消防団は、気象庁が発表する津波警報等の情報を入手し、活動可能時間が確保できることを確認するまでは、原則として退避を優先する。

第2章 水防組織

第1節 吉田町水防組織

1 水防本部

- (1) 水防本部長は、洪水等において水防活動の必要があると認めた時から、その危険が解除するまでの間、初期水防体制の第1次配備体制として水防本部を設置し、水防事務を処理するものとする。
- (2) 水防本部の設置場所は、役場庁舎3階防災対策室とする。
- (3) 水防本部の事務局は、防災課に置くものとする。ただし、吉田町災害対策本部が開設されたときは、その組織に統合されるものとする。
- (4) 職員の動員体制は、部門単位とする。

2 組織系統

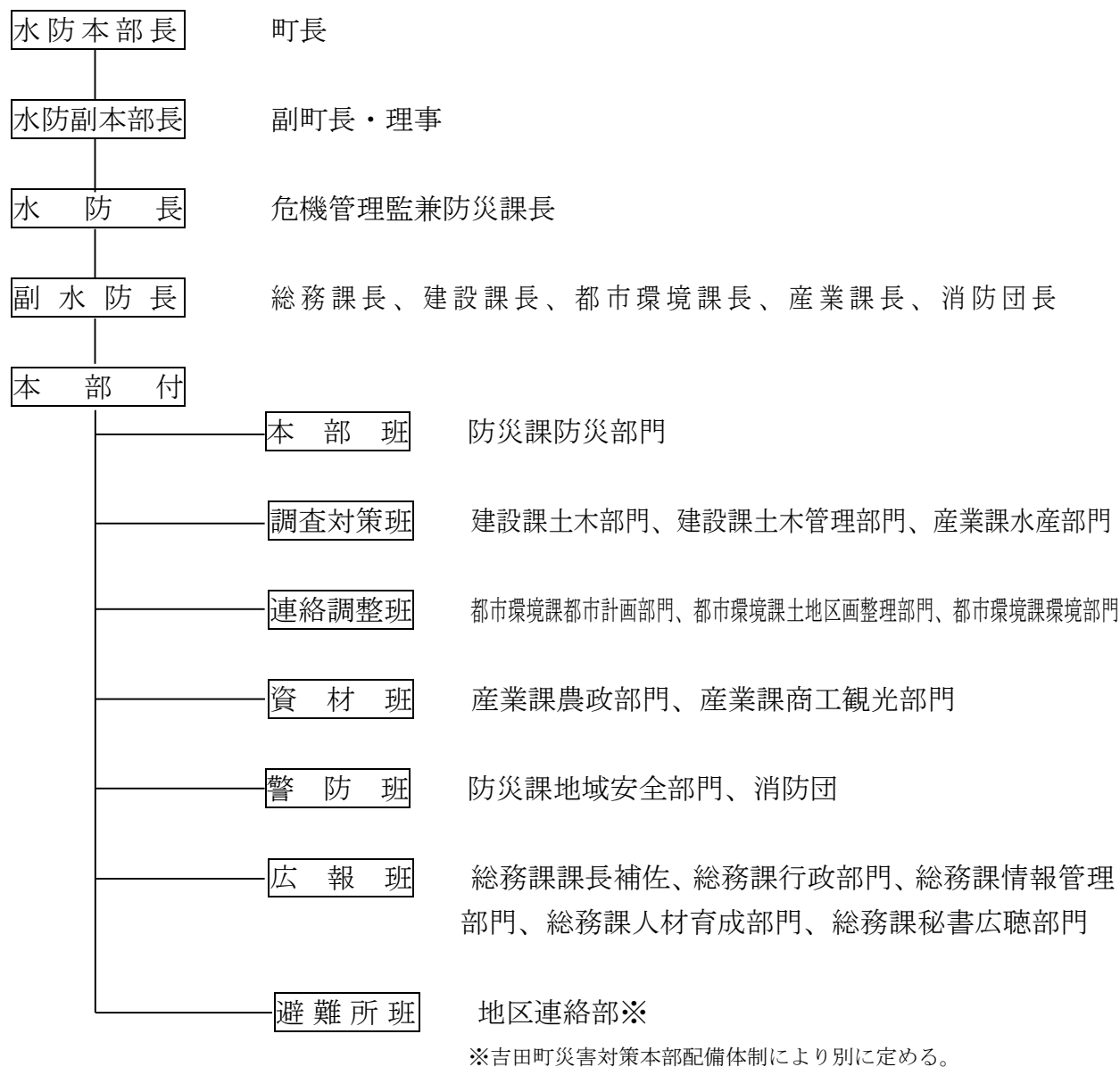


図.2-1 吉田町水防組織系統図

3 水防本部事務分担

本 部 班	班長：防災課防災部門統括 水防本部の開設及び運営に関する統括、一般庶務及び召集、記録の整備、水防情報、警報、司令等の受理、伝達及び発令
調査対策班	班長：建設課土木管理部門統括 河川、海岸、道路災害の調査、交通情報の把握、緊急対策の実施、その他水防に関する統括
連絡調整班	班長：都市環境課課長補佐 警報及び気象情報の伝達、危険箇所の情報収集及び巡回、部内の連絡調整
資 材 班	班長：産業課農政統括 資器材の調達、輸送、その他
警 防 班	班長：防災課地域安全部門統括 災害予想地域及び発生地域への緊急対応の実施、消防団との連絡調整
広 報 班	班長：総務課課長補佐 水防活動の把握（被害情報のデータ化等）、水防本部の情報機器設置・管理、県土木事務所、警察、報道機関等の情報収集・伝達
避 難 所 班	班長：各地区連絡部長 避難所の開設・運営

注1：班の人員は必要に応じ、班の枠を超えて相互に融通できるものとする。

注2：災害発生時の非常配備体制は、吉田町地域防災計画による。

注3：水防長は、大雨・洪水警報が発令され、初期水防体制で対処できないと判断した時に水防本部の設置を指示するものとする。

4 水防本部連絡系統図

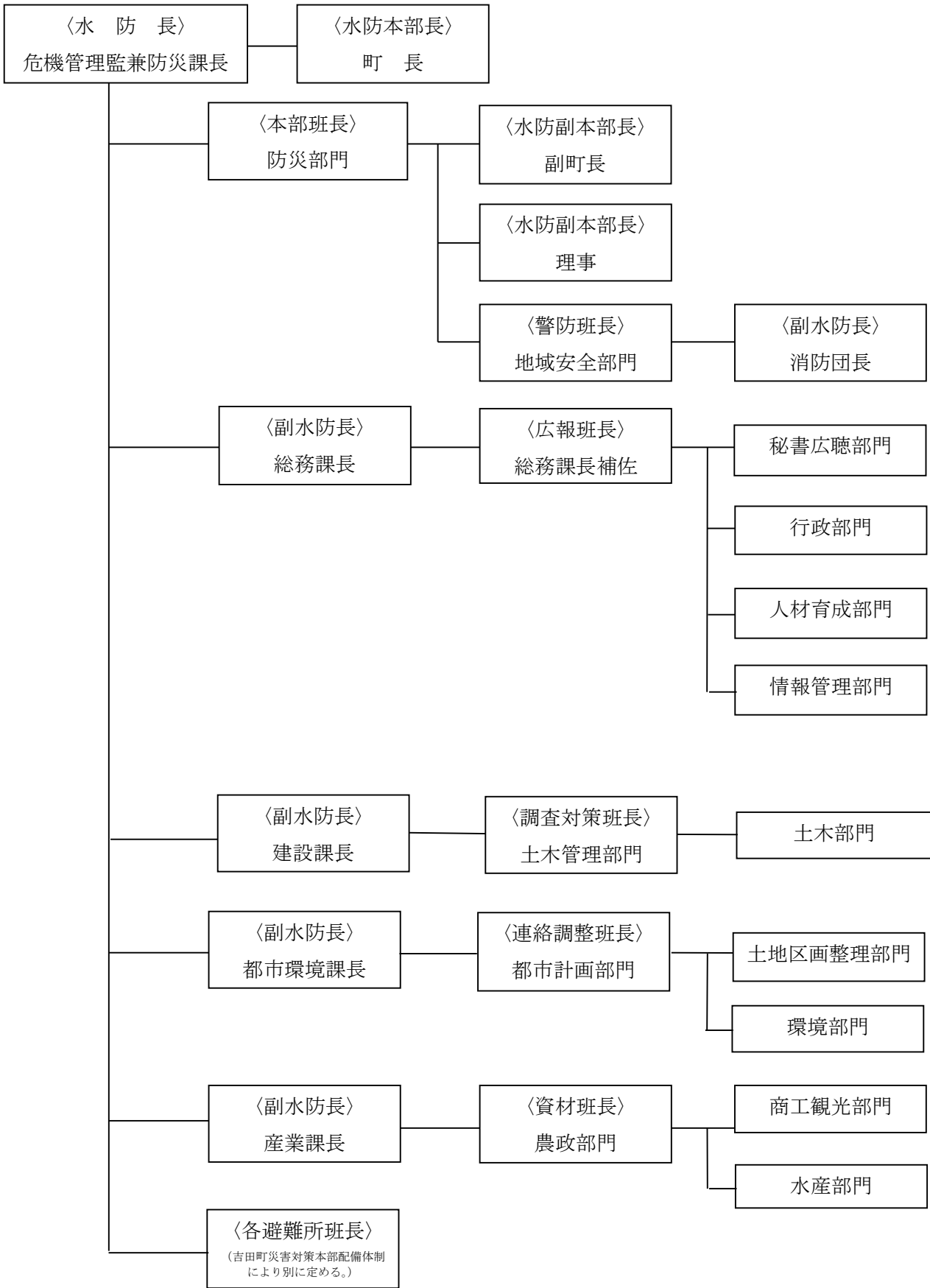


図.2-2 吉田町水防本部連絡系統図

5 水防機関

表. 2-1 電話番号一覧

機 関 名	所 在 地	管轄区域及び河川	電 話
吉田町役場	住吉 87	町内全域	33-1111
静岡市消防局	静岡市駿河区 南 八 幡 町 10-30	町内全域	054-280-0120
静岡市消防局 吉田消防署	住吉 1386-5	町内全域	32-1141
吉田町消防団本部	住吉 87	町内全域	33-2134
吉田町消防団 第 1 分団	住吉 1760-1	住吉地区 湯日川、坂口谷川 住吉地区の河川、海岸等	33-2134
吉田町消防団 第 2 分団	川尻 2378-5	川尻地区 大井川、湯日川、大幡川 川尻地区の河川、海岸等	33-2134
吉田町消防団 第 3 分団	片岡 2250-2	片岡地区 湯日川、 片岡地区の河川等	33-2134
吉田町消防団 第 4 分団	神戸 2167-2	北区地区 大井川、湯日川、大幡川 北区地区の河川等	33-2134
牧之原警察署	牧之原市細江 2737	町内全域	22-0110

※必要に応じ各自主防災会をもって、自主水防団を組織し水防の協力を努めるものとして、自主防災会長を隊長とする。

第 2 節 大規模氾濫減災協議会

施設では守りきれない大洪水は、必ず発生するとの考えに立ち、関係市町と国・県等が連携・協力して現在のための目標を共有し、ハード・ソフト対策を一体的かつ計画的に推進し社会全体で洪水に備える「水防災意識社会」を再構築することを目的として、大規模氾濫減災協議会を設置するものとする。協議会では、過去の水害の特徴や課題を踏まえ、大規模氾濫時の減災対策として各構成機関が計画的・一体的に取り組む事項について、協

議し、共有するものとする。

法第15条の9及び第15条の10に基づく大規模氾濫減災協議会は、表.2-2のとおりである。

表.2-2 法定協議会

協議会名	関係機関
志太榛原地域大規模氾濫減災 協 議 会	国、静岡県、島田市、焼津市、藤枝市、牧之原市、 吉田町、川根本町

第3章 避難

第1節 避難の指示

水防管理者は、洪水、津波又は高潮等により著しく危険が切迫していると認められるときは、法第29条に基づき、速やかに必要と認める区域の居住者に対し、立退き又はその準備を指示するものとする。

なお、その際、報道機関等、水防信号又はその他の方法を利用し、迅速でかつ的確に指示するものとする。

水防管理者が立退き又はその準備を指示するときは、遅滞なく牧之原警察署長へ報告するとともに、島田土木事務所長を経由して県知事にその旨を報告しなければならない。

第2節 避難のための立退き計画

水防管理者は、町指定避難場所を立退きの施設とすることを基本とし、あらかじめ立退き計画を作成するとともに、立退き先経路等に伴う必要な措置を講じておくものとする。

第4章 決壊・漏水等の通報及び決壊後の処置

第1節 決壊・漏水等（被害情報）の通報（法第25条）

- 1 堤防等が決壊し又はこれに準ずべき事態が発生した場合は、水防管理者は図.4-1「通報連絡系統図」により、速やかに通報するものとする。（電話番号一覧は P11 及び P21 参照）

なお、一般住民への通報に関しては、報道機関等を利用し、迅速な情報伝達に努めるものとする。

- 2 1の通報を受けた隣接水防管理者は、さらに氾濫及びその恐れのある隣接水防管理者にその旨を通報するものとする。

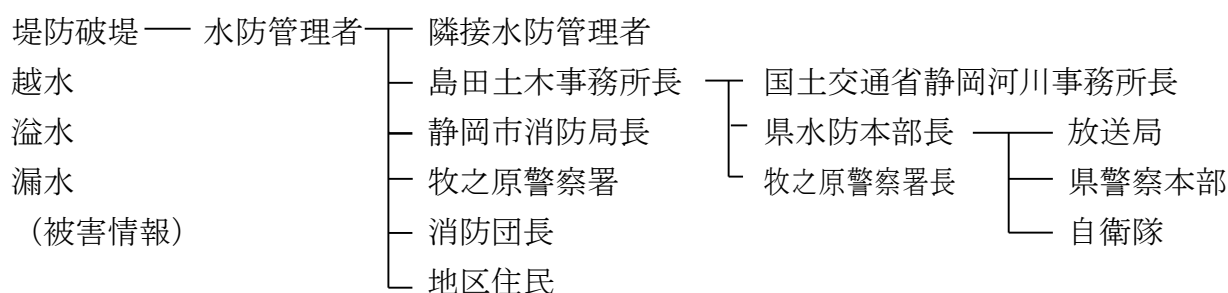


図.4-1 通報連絡系統図

第2節 決壊後の処置（法第26条）

決壊箇所等については、消防局長、消防団長及び各機関の長が相互に協力して、できる限り氾濫による被害が拡大しないように努めるものとする。

第5章 重要水防箇所

第1節 重要水防箇所

水防管理者は、随時河川堤防及び土石流発生注意箇所、その他水防に影響のある工作物を監視し、気象台の予報により異常降雨が予想される場合は、地区それぞれの特質を把握し、万全の措置をとる必要がある。

なお、地震時津波による被害に注意を有する箇所は、吉田町地域防災計画津波対策編のとおりである。

第2節 国土交通省 重要水防箇所の区分

国土交通省管理重要水防箇所

国土交通省では、堤防高さ（流下能力）、堤防断面、工作物、水衝・洗掘、漏水、法崩れ・すべりの6種別において、水防時に特に重点的に巡視すべき区間として、重要度A、B、要注意区間として設定している。

なお、町内対象箇所は表.5-1 のとおりとする。

重要度A：水防上（監視又は巡視する）最も重要な区間

重要度B：水防上（監視又は巡視する）重要な区間

要注意区間… 水防上注意を要する区間

（新堤防築造後3年以内の箇所、破堤・旧川跡、出水期間中に堤防開削する工事箇所等）

表. 5-1 重要水防箇所

対象 番号	水系 種別	水系名	河川・ 海岸	ランドマーク 及び地先名			左 右 岸	延 長 (m)	位 置 (自～至)	重 要 度	注意を 要する 理 由	水 防 工 法	水 管 防 理 団 体	水 防 倉 庫	避 難 場 所 等						備考
				郡市	区町	大字									避難立退 予想人員	避難場所	電話番号	避難指示者	避難責任者 (避難誘導者)	伝達方法	
25	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	1,210	-0.4K S 0.8K	B	堤防 脆弱性	シート 張り工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重 4
26	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	1,050	0.4K+100 S 0.8K-80m	B	河積不足	積土の う工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重 4
27	一級	大井川	大井川	県立吉田公園 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	50	0.6K+190m S 0.8K+40m	B	洗掘対策 の未施工	木流し 工	吉田町	—	—	—	—	吉田町長	—	同報無線 他	大重 4
28	一級	大井川	大井川	大平橋上流約300m 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	40	1.4K+60m S 1.4K+100 m	B	洗掘対策 の未施工	木流し 工	吉田町	住吉	1,200	吉田町立 中央小学校	0548-32- 1300	吉田町長	川尻山通り 自主防災会長	同報無線 他	
29	一級	大井川	大井川	富士フィルム 吉田南工場上流約300m 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	60	2.6K S 2.6K+60m	B	洗掘対策 の未施工	木流し 工	吉田町	住吉	2,300	吉田町立 中央小学校	0548-32- 1300	吉田町長	川尻上組 自主防災会長	同報無線 他	
30	一級	大井川	大井川	熊野神社～富士見橋 榛原郡	吉田町	かわしり 川尻	右	1,100	3.0K+30m S 4.2K-60m	B	堤防 脆弱性	シート 張り工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重 5
31	一級	大井川	大井川	富士見橋下流 榛原郡	吉田町	おおはた 大幡	右	55	3.6K+90m S 3.6K+145 m	B	洗掘対策 の未施工	木流し 工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	大重 5
32	一級	大井川	大井川	富士見橋～東名高速道路 榛原郡	吉田町	おおはた 大幡	右	920	4.2K+40m S 5.0K+60m	B	堤防 脆弱性	シート 張り工	吉田町	大幡	1,500	自彊小学校	—	吉田町長	北区第3 自主防災会長	同報無線 他	

第3節 静岡県管理重要水防箇所

1 静岡県重要水防箇所の区分

町内において対象箇所はないが、必要に応じ検討を行う必要がある。
区分は下記のとおりである。

重要度A：洪水出水中定期的に巡回、監視して状況を通報すべき箇所
(すなわち、洪水注意報を受けたときより巡回、監視に当る)

重要度B：洪水出水中随時巡回、監視すべき箇所
(洪水警報を受けたときより巡回、監視に当る)

第4節 その他水防上重要かつ密接な関係を有するものの処置

1 湛水注意箇所

町内における時間雨量50mm及び異常潮位による湛水注意箇所は、表.5-2のとおりである。これらの箇所については通常時の点検並びに洪水出水中の定期的巡回、監視を行い水害の軽減、防止に努めること。

表.5-2 湛水注意箇所

位 置	関係河川名	湛水面積 (ha)	摘 要
吉田町住吉地内	坂口谷川	28.6	

2 その他

河川高水敷上の工作物については、洪水時における工作物設置者との連絡体制を整え移動等が迅速に行えるよう設置するものとする。

第6章 水こう門等及び操作

第1節 水防上注意を要する水こう門等

水防上重要な水こう門等は、表.6-1 のとおりである。

水こう門の施設管理者は、常に当該施設が十分にその機能を発揮できるように努めなければならない。特に水防活動時には適正操作をはかり、水害の軽減防止に努めるとともに操作状況を必要に応じ島田水防区長及び水防管理者に報告するものとする。

施設管理者は、大津波警報、津波警報が発令された場合には安全確保のため直接操作をさせないなど、操作員の安全確認を最優先にしたうえで、各施設の操作規則等に基づき、的確な操作を行うものとする。

表.6-1 水こう門等

対象 番号	河川海岸	水門等の名称	位置	形状				種別	操作
			大字	L	H	W	連		
1	坂口谷川	新田(1)樋門	住吉		1.30	4.00	1	ステンレス製ローラゲート、電動	吉田町 (吉田町消防団 へ委託) 33-2124
2	坂口谷川	新田(2)樋門	住吉		1.00	1.40	1	鉄製、スライドゲート、手動	
3	坂口谷川	新田(3)樋門	住吉		1.50	1.80	1	鉄製、捲揚、電動	
4	湯日川	河原樋門	住吉		1.20	2.00	1	ステンレス製、スライドゲート、手動	
5	湯日川	大浜樋門	住吉		2.50	4.00	1	アルミ製、自動、マイターゲート	
6	湯日川	浜田樋門	住吉		1.10	1.30	1	鉄製、巻揚、手動	
7	湯日川	樋門	片岡		1.40	1.20	1	木製、捲揚、手動	
8	湯日川	湯日川水門	住吉		5.05	18.9	2	鋼製シェル構造、ローラゲート、捲揚、電動	島田土木事務所 0547-37-1035
9	稲荷川	稲荷川水門	住吉		0.60	2.5	1	木製、捲揚、手動	住吉区自治会 32-3447
10	宮裏川	宮裏川水門	住吉		0.50	3.5	1	鉄製、捲揚、手動	
11	旧西の宮 雨水幹線	西の宮川水門Ⅰ	川尻		1.30	3.0	1	上下式、捲揚、手動	川尻区自治会 32-0564
12	無名川	西の宮川水門Ⅱ	川尻		1.85	1.80	1	上下式、捲揚、手動	
13	大窪川	大窪川水門	川尻		2.10	1.90	1	鉄製、捲揚、手動	

14	三軒屋川	片岡水門	片岡		1.10	1.40	1	鉄製、捲揚、手動	片岡区自治会 32-5620
15	安田川	山崎水門Ⅰ	片岡		1.10	1.55	1	鉄製、捲揚、手動	
16	中央幹線	山崎水門Ⅱ	片岡		1.10	1.35	1	鉄製、捲揚、手動	
17	出水川	出水川水門Ⅰ	神戸		1.20	1.15	1	鉄製、捲揚、手動	北区自治会 32-9876
18	出水川	出水川水門Ⅱ	神戸		0.80	1.20	1	鉄製、捲揚、手動	
19	大窪川	大窪川水門Ⅰ	神戸		0.60	2.60	1	鉄製、捲揚、手動	
20	大窪川	大窪川水門Ⅱ	神戸		0.50	3.80	1	木製堰板式、 はめ込み、手動	
21	大窪川	大窪川水門Ⅲ	神戸		0.80	3.20	1	鉄製、捲揚(2箇所)、手動	川尻区自治会 32-0564
22	大幡川	大幡川水門Ⅰ	大幡		0.62	0.62	1	鉄製(丸型)、捲揚、 手動	
23	大幡川	大幡川水門Ⅱ	大幡		0.60	0.95	1	鉄製、捲揚、手動	
24	大幡川	大幡川水門Ⅲ	大幡		1.00	4.40	1	鉄製、捲揚、手動	北区自治会 32-9876
25	大幡川	大幡川水門	川尻		3.0	12.5	2	アルミ合金製シェル型ローラー ゲート、巻揚、電動	吉田町 <u>33-2122</u>

第7章 水防に関する施設及び資器材等の整備

第1節 水防に関する施設の整備

国が、川尻（大井川河口右岸）において令和4年度に整備した河川防災ステーションの敷地内に、町は水防センターを設置した。水防センターは洪水時に水防活動を行う基地となるとともに、平常時にはシーガーデンシティ（川尻海岸）の一部として活用している。

また、水防センターと町内との人員・物資等の移動のため、輸送路・避難路の整備を行う。

第2節 水防用資器材等の整備

水防倉庫に備蓄されている水防用資器材及び設備の整備状況は、表.7-1 のとおりである。

水防管理者及び消防団は、資器材確保のため水防地域周辺の竹林等の所在を把握し、緊急時の場合は周辺住民の協力が得られるように手配しておくものとする。

なお、水防倉庫備蓄資器材を使用し又は損傷により不足が生じた場合は、速やかに補充しておくものとする。

また、消防団で水防資器材を調達する場合は、水防本部に要請するものとする。

ただし、状況の急変等により水防本部に要請するいとまがないときは、消防団は当該地域の事業者から調達するものとする。その場合には、事後において水防管理者に報告するものとする。

表.7-1 水防用資器材一覧（住吉）プラント倉庫

木杭	空俵	縄(ポリ)	鉄線	蛇籠	ビニールシート	筵	蛸木	鉄杭	掛矢
		500m	150 k g		270 枚			250 本	10
担架	ショベル	ツルハシ	鋸	斧	ペンチ	かま	ジョレン	照明具	救命綱
33 本	37 丁	24 丁	7		1 丁		50 丁		
バール	鉄ハンマー	発電機	コードリール						
18 本	5 丁		3 巻						

第3節 輸送の確保

水防業務に使用する輸送車及び作業車は、表 7-2 のとおりであり、必要に応じて水防本部に配備されるものとする。

表.7-2 作業車の配置状況

No.	車両 番号	課 名	車 両 番 号		車 名 等			登録年月日	定員	備考
1	1	産業課	静岡	400 ち 7105	トヨタ	サクシード		H18.8.28	5	
2	3	建設課	静岡	400 め 5119	マツダ	ファミリアバン		R2.8.3	5	リース
3	5	産業課	静岡	400 め 1555	トヨタ	プロボックス		R3.9.1	5	リース
4	15	都市環境課	静岡	480 そ 3709	マツダ	スクラムバン		R3.8.2	4	リース
5	16	企画課	静岡	480 さ 425	スズキ	エブリィ		H28.5.11	4	
6	17	防災課	静岡	400 と 1164	日 産	ADバン	交通指導車	H24.3.16	5	
7	19	都市環境課	静岡	480 こ 8976	ダイハツ	ハイゼット	軽トラック	H28.3.23	2	
8	20	都市環境課	静岡	400 と 3428	マツダ	タイタン	ダンプ	H24.10.1	3	リース
9	21	財政管理課	静岡	400 ね 1462	トヨタ	プロボックス		R5.10.3	5	リース
10	26	都市環境課	静岡	480 く 1285	マツダ	スクラムバン		H24.3.19	4	
11	27	都市環境課	静岡	400 に 9602	マツダ	ファミリアバン		R1.11.8	5	リース
12	37	建設課	静岡	480 た 577	ダイハツ	ハイゼットカーゴ		R4.10.3	5	リース
13	40	都市環境課	静岡	400 な 4132	マツダ	タイタン	ダンプ	H27.9.1	3	リース
14	41	健康づくり課	静岡	580 も 2095	スズキ	スペーシア		H28.1.18	4	
15	43	都市環境課	静岡	480 せ 485	マツダ	スクラムトラック		R1.7.1	2	
16	45	都市環境課	静岡	480 せ 486	マツダ	スクラムトラック		R1.7.1	2	リース
17	46	防災課	静岡	400 め 3598	トヨタ	ハイエース		R3.3.18	6	
18	47	防災課	静岡	400 め 6200	トヨタ	タウンエース		R4.1.24	2	
19	-	防災課	静岡	800 さ 4871	トヨタ	ランドクルーザー	指令車	H14.2.15	5	
20	-	第1分団	静岡	800 す 3251	いすゞ	消防ポンプ車		H25.3.25	6	
21	-	第1分団	静岡	800 す 3552	いすゞ	消防ポンプ車		H25.11.13	6	
22	-	第1分団	静岡	800 さ 6799	いすゞ	消防積載車		R2.2.22	5	
23	-	第3分団	静岡	800 す 6316	いすゞ	消防ポンプ車		H31.3	6	
24	-	第3分団	静岡	800 さ 716	日 産	消防積載車		H10.12.18	5	
25	-	第4分団	静岡	800 す 6317	いすゞ	消防ポンプ車		H31.3	6	
26	-	防災課	静岡	800 す 7417	スズキ	キャリー	トイレカー	R3.3.25	2	

第8章 通信連絡

第1節 水防通信連絡系統

1 島田水防区での連絡用の電話等は、図.8-1 のとおりである。

「無線」は無線電話番号を示す。無線電話の地上回線を使用の際は局番の前に「5」、衛星回線を使用の際は局番の前に「8」をつける。

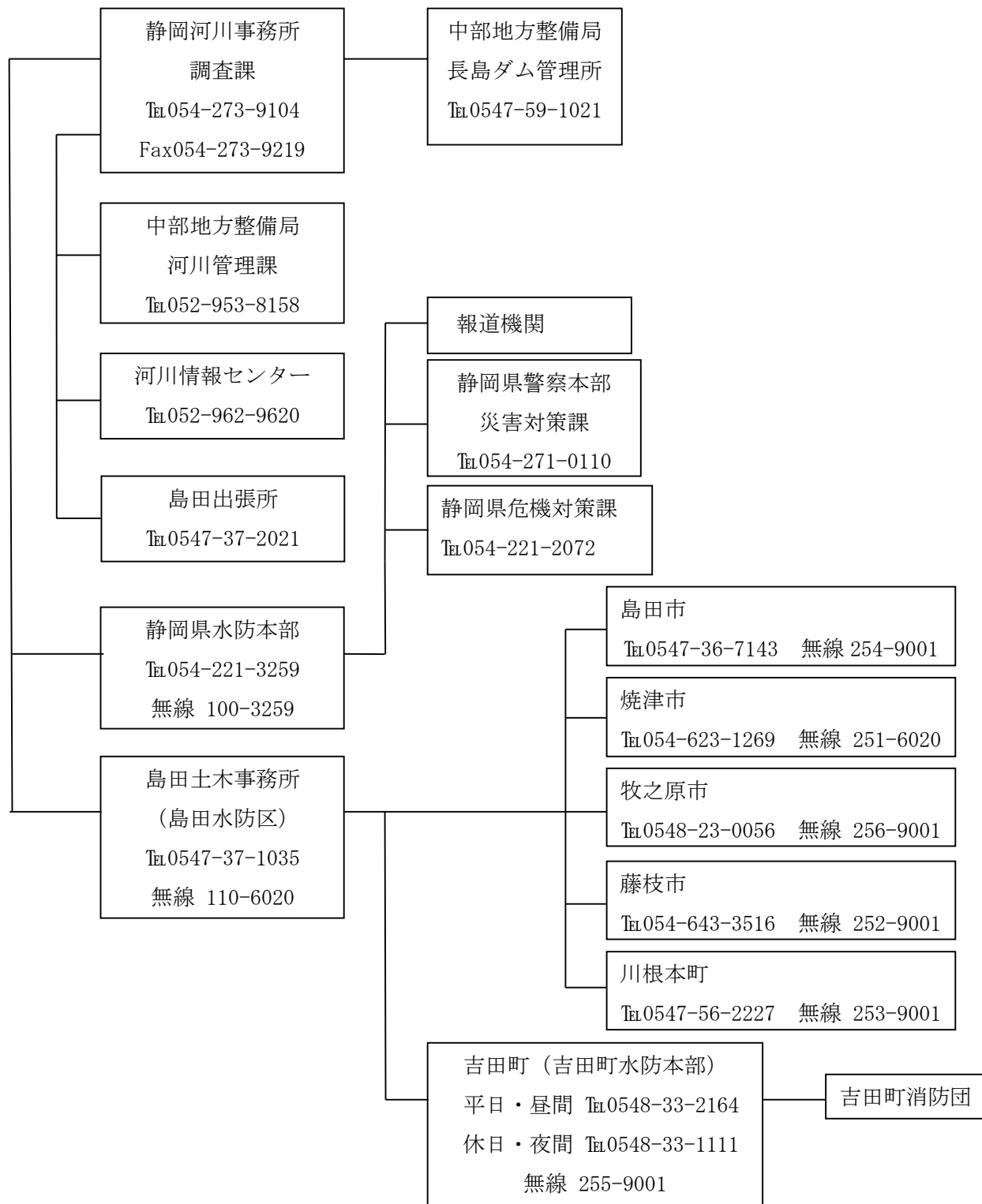


図.8-1 島田水防区連絡系統図

第9章 気象庁が行う予報及び警報

第1節 気象台が発表又は伝達する注意報及び警報

静岡地方気象台長は、気象等の状況により洪水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときは、その状況を中部地方整備局長及び知事に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させるものとする。

水防活動の利用に適合する（水防活動用）注意報及び警報は、指定河川洪水注意報及び警報を除き、一般の利用に適合する注意報、警報及び特別警報をもって代える。なお、水防活動の利用に適合する特別警報は設けられていない。

水防活動の利用に適合する注意報、警報の種類は表. 9-1 のとおりであり、吉田町に適合する注意報、警報の発表基準は表. 9-2、表. 9-3、表. 9-4 のとおりである。

表. 9-1 水防活動の利用に適合する注意報、警報

水防活動の利用に適合する注意報・警報	一般の利用に適合する注意報・警報・特別警報	発表基準
水防活動用 気象注意報	大雨注意報	大雨による災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-2 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 気象警報	大雨警報	大雨による重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-3 の基準に到達することが予想される とき
	大雨特別警報	大雨による重大な災害が発生するおそれが著しく大きい と予想したとき 具体的には、表. 9-4 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 洪水注意報	洪水注意報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、災害が発生 するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-2 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 洪水警報	洪水警報	大雨、長雨、融雪などにより河川が増水し、重大な災害 が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-3 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 高潮注意報	高潮注意報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により災害が発 生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-2 の基準に到達することが予想される

		とき
水防活動用 高潮警報	高潮警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-3 の基準に到達することが予想される とき
	高潮特別警報	台風や低気圧等による異常な海面の上昇により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき 具体的には、表. 9-4 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 津波注意報	津波注意報	津波により災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-5 の基準に到達することが予想される とき
水防活動用 津波警報	津波警報	津波により重大な災害が発生するおそれがあると予想したとき 具体的には、表. 9-5 の基準に到達することが予想される とき
	津波特別警報	津波により重大な災害が発生するおそれが著しく大きいと予想したとき（なお、「大津波警報」の名称で発表する）具体的には、表. 9-5 の基準に到達することが予想される とき

※一般の利用に適合する洪水の特別警報は設けられていない。

表. 9-2 注意報の種類と発表基準

注意報名	吉田町	
大雨	表面雨量指数基準	14
	土壌雨量指数基準	96
洪水	流域雨量指数基準	湯日川流域＝9. 1
	複合基準	—
	指定河川洪水予報による基準	大井川（細島）
高潮	潮位	1. 1m

表. 9-3 警報の種類と発表基準表

警報名		吉田町	
大雨	浸水害	表面雨量指数基準	23
	土砂災害	土壌雨量指数基準	150
洪水		流域雨量基準	湯日川流域＝11.4
		複合基準	—
		指定河川洪水予報による基準	大井川（細島）
高潮		潮位	1.5m

《参考》

表面雨量指数：表面雨量指数は、短時間強雨による浸水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

土壌雨量指数：土壌雨量指数は、降雨による土砂災害発生危険性を示す指標で、土壌中に貯まっている雨水の量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

流域雨量指数：流域雨量指数は、降雨による洪水災害発生危険性を示す指標で、対象となる地域・時刻に存在する流域の雨量を示す指数。解析雨量、降水短時間予報をもとに、1 km四方の領域ごとに算出する。

複 合 基 準：表面雨量指数及び流域雨量指数の組み合わせによる基準値を表している。

表. 9-4 静岡地方気象台発表の特別警報の発表基準

種 類	発 表 基 準
大雨特別警報	台風や集中豪雨により数十年に一度の降雨量となる大雨が予想され、若しくは、数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により大雨になると予想される場合
暴風特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により暴風が吹くと予想される場合
暴風雪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により雪を伴う暴風が吹くと予想される場合
大雪特別警報	数十年に一度の降雪量となる大雪が予想される場合
高潮特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高潮になると予想される場合
波浪特別警報	数十年に一度の強度の台風や同程度の温帯低気圧により高波になると予想される場合

第2節 津波注意報、警報の種類

1 津波警報・注意報等の種類

気象庁が、津波による災害の発生が予想される場合には、大津波警報、津波警報又は津波注意報等を発表する。

(1) 大津波警報・津波警報・津波注意報等

表. 9-5 津波警報等の種類と発表される津波の高さ

警報等の種類	発表基準	発表する津波の高さ	
		数値表現	定性的表現
大津波警報	予想される津波の高さが高いところで3 mを超える場合	10 m超	巨大
		10 m	
		5 m	
津波警報	予想される津波の高さが高いところで1 mを超え、3 m以下の場合	3 m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2 m以上、1 m以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	1 m	(表記しない)

(注) 1 津波による災害のおそれがなくなつたと認められる場合、津波警報等の解除を行う。このうち、津波の観測状況等により、津波がさらに高くなる可能性は小さいと判断した場合には、津波の高さが津波注意報の発表基準未満となる前に、海面変動が継続することや留意事項を付して解除を行う場合がある。

2 「津波の高さ」とは、津波によって潮位が高くなつた時点におけるその潮位とその時点に津波がなかったとした場合の潮位との差であつて、津波によって潮位が上昇した高さをいう。

2 津波情報

気象庁は、大津波警報、津波警報、津波注意報を発表した後、「予測される津波の高さ」、「津波の到達予想時刻」等の情報を表 9-6 のとおり発表する。

表. 9-6 津波情報の種類と発表内容

警報等の種類	発表基準
津波到達予想時刻・予想される津波の高さに関する情報	各津波予報区の津波の到達予想時刻や予想される津波の高さを 5 段階の数値（メートル単位）または 2 種類の定性的表現で発表
各地の満潮時刻・津波到達予想時刻に関する情報	主な地点の満潮時刻や津波の到達予想時刻を発表
津波観測に関する情報	沿岸で観測した津波の時刻や高さを発表
沖合の津波観測に関する情報	沖合で観測した津波の時刻や高さ、及び沖合の観測値から推定される沿岸での津波の到達時刻や高さを津波予報区単位で発表

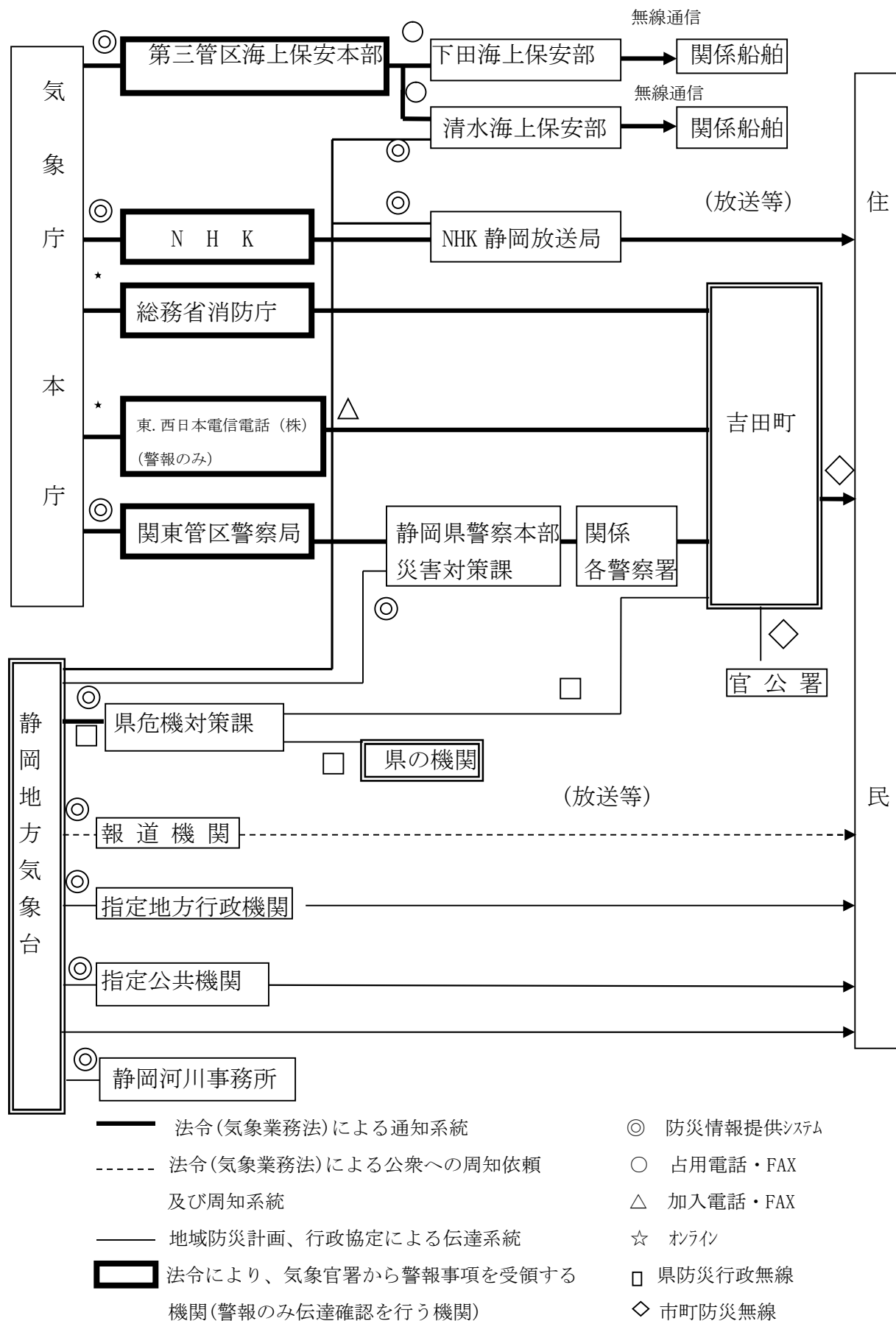
3 津波予報

気象庁は、地震発生後、津波による災害が起こるおそれがない場合には、表 9-7 のとおり発表する。

表. 9-7 津波予報の発表基準と発表内容

発表基準	発表内容
津波が予想されないとき (地震情報に含めて発表)	津波の心配なしの旨を地震情報に含めて発表。
20cm未満の海面変動が予想されたとき	高いところでも20cm未満の海面変動のため被害の心配はなく、特段の防災対応の必要がない旨を発表。（津波に関するその他の情報に含めて発表）
津波警報・津波注意報解除後も海面変動が継続するとき	津波に伴う海面変動が観測されており、今後も継続する可能性が高いため、海に入っの作業や釣り、海水浴などに際しては十分な留意が必要である旨を発表する。（津波に関するその他の情報に含めて発表）

4 津波警報、注意報及び津波情報の伝達等系統図



5 通信途絶時の注意及び警報等伝達代替経路

障害等により、通常の通信経路が途絶した場合は、あらかじめ定めた障害時用加入ファックスへ伝達する。このファックスも途絶した場合は、状況により可能な範囲で県防災行政無線、加入電話、その他機関の相互協力により伝達に努める。

6 津波予報区

日本の沿岸は 66 の津波予報区に分けられている。そのうち、静岡県が属する津波予報区は表. 9-8 及び図. 9-2 のとおりである。

表. 9-8 津波予報区

津波予報区	区域	津波予報担当気象官署
		津波警報等を発表する官署
静岡県	静岡県	気象庁

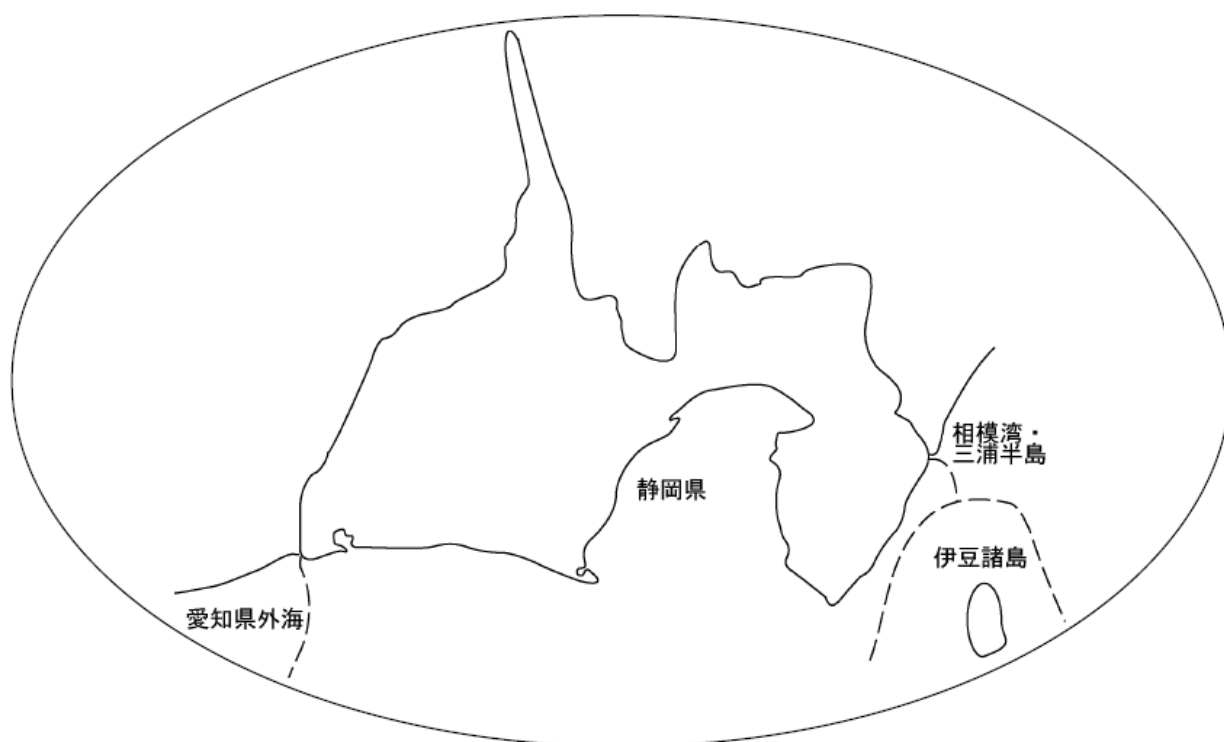
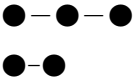
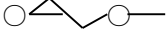
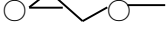


図. 9-2 静岡県及び周辺の県が属する津波予報区

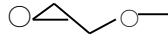
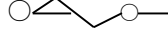
7 その他

表. 9-9 津波注意報標識

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
津波注意報 標識	(3点と2点の連打) 	(約10秒)  (約2秒)
津波注意報 及び津波警 報解除標識	(3点と2点の連打) 	(約10秒)  (約3秒)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-10 津波警報標識

標識の種類	標 識	
	鐘音	サイレン音
津波警報 標識	(2点) 	(約5秒)  (約6秒)
大津波警報 標識	(連打) 	(約3秒)  (約2秒)(単声連点)

(注) 鳴鐘又は吹鳴の反復は適宜とする

表. 9-11 沿岸市町一覧表

方面本部	沿岸・市町一覧表				沿岸市町	避難対象地区 の指定してあ る市町
中部	・静岡市	・焼津市	・牧之原市	・吉田町	4	4

(注) 1 沿岸市町は、海面監視を行う

2 ・印のある市町は避難対象地区の指定してある市町

8 措置

静岡地方気象台の発表する気象、水象予警報の伝達を受けた場合は、速やかに規定に基づき当該情報を伝達し、必要な措置をとるものとする。

第 10 章 洪水予報

第 1 節 国土交通省と気象庁が共同して行う洪水予報とその措置

国土交通大臣が指定した河川について、気象庁長官と共同して国土交通大臣が洪水予報を次の計画に基づき水位を示して発表する。

1 大井川洪水予報計画

(1) 洪水予報を行う区域

大井川左岸 静岡県島田市鶴綱字孫作 3 4 番 3 地先から海まで

大井川右岸 静岡県島田市神尾字鎧 3 4 9 番 1 地先から海まで

(2) 洪水予報の対象となる水位観測所

観測 所名	地 先 名	位 置	氾濫 注意水位 (警戒水位)	避難判断水位	氾濫 危険水位
神座	静岡県島田市神座	左岸河口より 23.49km	2.00m	2.60m	3.20m
細島	静岡県島田市細島	左岸河口より 10.03km	1.70m	2.70m	3.30m

(3) 洪水予報発表者

担 当 官 署	発 表 責 任 者
静岡河川事務所 静岡地方気象台	静岡河川事務所長 静岡地方気象台長

(4) 洪水予報の発表及び解除の基準（臨時の洪水予報を除く）

種 類	発 表 基 準	摘 要
氾濫 注意情報 (洪水注意報) (警戒レベル 2 相当)	基準地点の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	洪水予報の終了時期は洪水による危険がなくなつたと認められるとき静岡河川事務所と静岡地方気象台が協議の上決定する
氾濫 警戒情報 (洪水警報) (警戒レベル 3 相当)	基準地点の水位が一定時間後に氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達することが見込まれるとき、又は、避難判断水位に到達し、更に水位上昇が見込まれるとき	同上
氾濫危険情報 (洪水警報) (警戒レベル 4 相当)	基準地点の水位が、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に到達したとき	
氾濫発生情報 (洪水警報) (警戒レベル 5 相当)	堤防からの越水または破堤がおこり、河川水による浸水が確認されたとき	
	洪水予報が継続しているときに、情報が必要な場合は、発表中の洪水予報に一連番号を付して発表する	

(5) 洪水予報の発表形式

国は、迅速・確実な洪水予報を発表するため、オンラインシステムを整備し、洪水予報文の作成を行う。このシステムにより作成される洪水予報文が、様式1-1～様式1-4（P64～68）となり、通常はこの形式で発表される。

オンラインシステムの不具合が生じた場合、ファックス等の伝達機器が使用できない場合等に電話等により伝達することが必要となる。

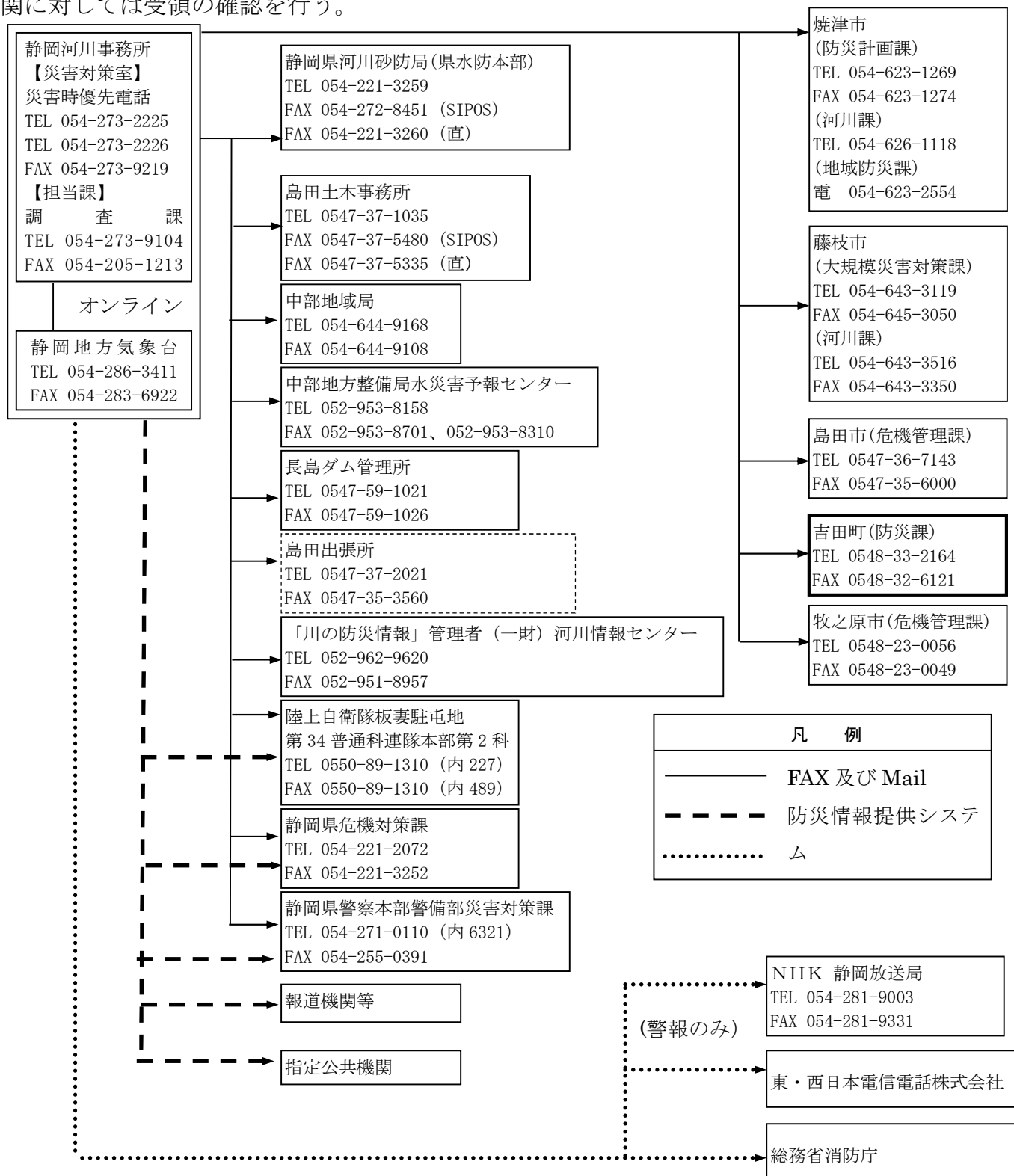
(6) 洪水予報の通知

発報担当者	受報担当者	連絡方法
静岡河川事務所長	河川砂防局長	加入電話
静岡地方気象台長	危機対策課長	防災情報提供システム

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(7) 洪水予報連絡系統図

洪水予報の通知は、基本的にFAXまたはオンライン通信で通知する。その後必要な機関に対しては受領の確認を行う。



第 1 1 章 水防警報

第 1 節 国土交通大臣が行う水防警報とその措置

国土交通大臣が指定した河川及び海岸の水防警報の発表は、静岡河川事務所長がおこなうものとし、次に示す各計画に基づき、水位又は波高を示して、水防上の警報を発表する。

1 大井川水防警報計画

(1) 水防警報を行う区域

水防警報 計 画 名	区 域	区域延長
大井川水防 警報計画	左岸 静岡県島田市鵜網字孫作 34 番 3 地先から海まで 右岸 静岡県島田市神尾字鎧 349 番 1 地先から海まで	24, 820m
大井川水防 警報計画 (津波)	左岸 静岡県焼津市上泉 100-1 地先から海まで 右岸 静岡県榛原郡吉田町大幡 379-3 地先から海まで	左岸 6, 600m 右岸 5, 070m

(2) 水防警報の対象水位観測所

観測所名	地先名	河口からの 距離	水防団待機 (指定) 水位	氾濫注意 (警戒) 水位	出動 水位	避難判断 水位	氾濫危険 (洪水特別警戒) 水位	計画高 水 位
神座	島田市神座	左岸 23. 49km	0. 90m	2. 00m	2. 60m	2. 60m	3. 20m	6. 45m
細島	島田市細島	右岸 10. 03km	1. 30m	1. 70m	2. 20m	2. 70m	3. 30m	4. 99m

(各々の水位標は、固有の基準高をもっている。本計画書中の水位はこの標の読みを表している。)

※水防水位観測所の横断図は、資料 1 に示すとおりとする。

観測所名	現 況 堤防高	堤内地 地盤高	発 報 担当者	受 報 担当者	連絡方法	関係水防 管理団体
神座	左山付 右 4.0m	左山付 右 3.1m	静岡河川 事務所長	島田土木 事務所長	TEL 0547-37-1035 Fax0547-37-5480 (SIP0S) Fax0547-37-5335 (直)	島田市、藤枝市 焼津市、吉田町 牧之原市
				県河川 砂防局長	TEL 054-221-3259 Fax054-272-8451 (SIP0S) Fax054-272-3260 (直)	
細島	左 7.1m 右 6.8m	左 4.6m 右 3.6m		島田土木 事務所長	TEL 0547-37-1035 Fax0547-37-5480 (SIP0S) Fax0547-37-5335 (直)	島田市、藤枝市 焼津市、吉田町 牧之原市
				県河川 砂防局長	TEL 054-221-3259 Fax054-272-8451 (SIP0S) Fax054-272-3260 (直)	

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(3) 水位の種類

水位の種類及び内容については資料2及び3（P89～91）に示すとおりである。

(4) 水防警報の種類及び発表

表. 11-1 水防警報の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

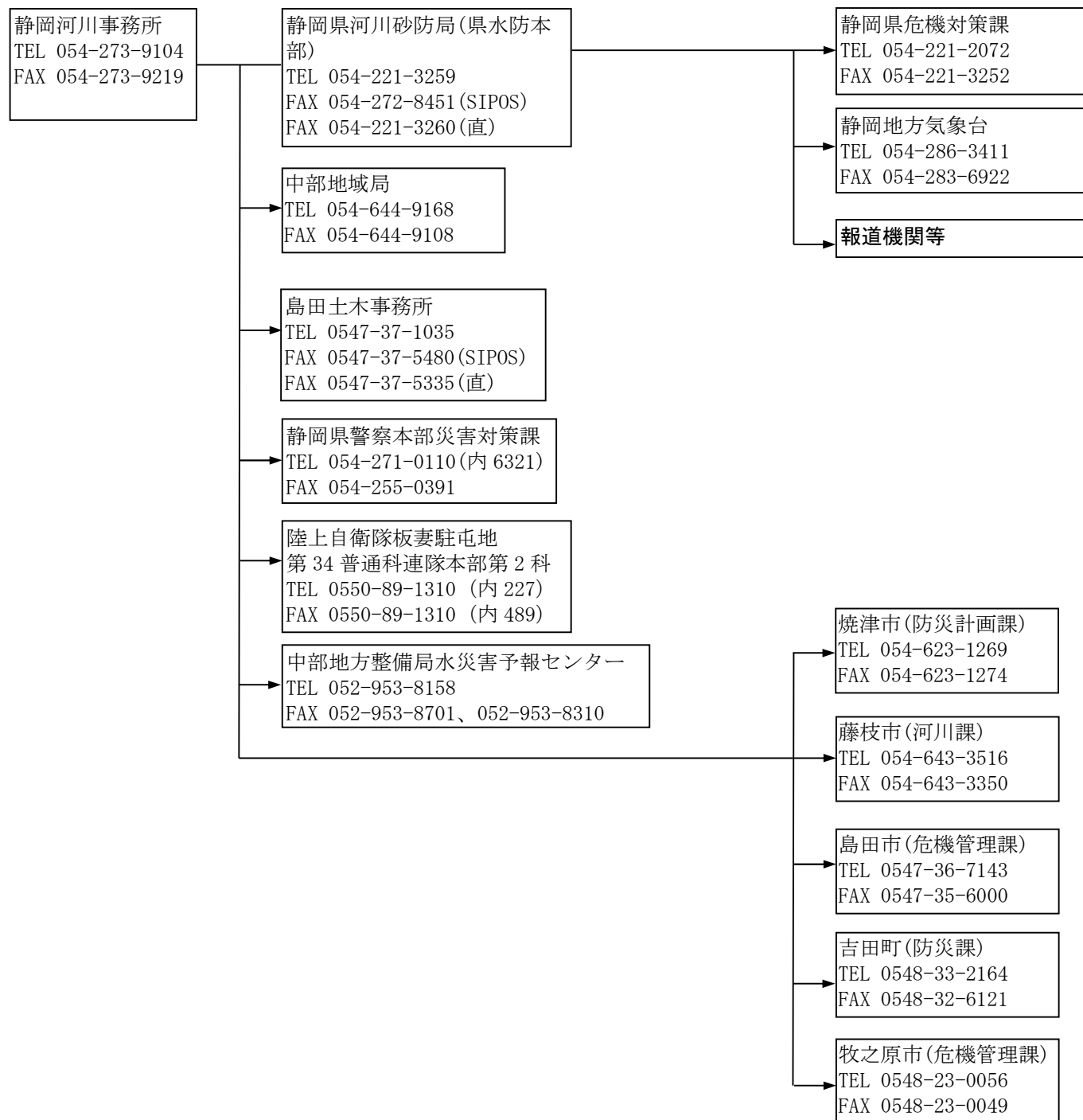
種 類	内 容	発表基準
準 備	水防資器材の整備点検、水門等の開閉準備、本部の出動等に対するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
出 動	水防団員の出動を通知するもの	水位が出動水位に達し、気象状況及び河川状況等により必要と認められたとき
解 除	水防活動の終了を通知するもの	水位が氾濫注意水位(警戒水位)を下廻り、水防作業の必要が無くなったとき
情 報	水防活動上必要とする水位、その他河川の状況を通知するもの	適宜

表. 11-2 水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）

種 類	内 容	発表基準
出 動	水防機関が出動する必要がある旨を警告するもの	津波警報が発表される等、水防作業が安全に行える状態で、かつ必要と認めるとき
解 除	水防活動の必要が解消した旨を通告するもの	・ 気象庁から津波注意報や警報が解除されたとき ・ 水防活動の必要があると認められなくなったとき

(5) 大井川水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にFAXまたはオンライン通信にて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



（６）水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、洪水の場合は様式３－１（P73）、津波の場合は様式３－３（P74）を使用する。

２ 駿河海岸水防警報計画

（１）水防警報を行う海岸及び区域（津波の水防警報を含む）

海岸名	水防警報計画名	区 域	区域延長
駿河海岸	駿 河 海 岸 水防警報計画	起点 焼津市田尻北字浜河原 1624 番 3 地先から	約 7 km
		終点 焼津市利右衛門字六軒屋 2563 番 11 地先まで	
		起点 吉田町川尻字鮎ヶ窪 3583 番 5 地先から	約 5 km
		終点 牧之原市細江字浜 6643 番 2 地先まで	

（２）水防警報の対象波高観測所

海岸名	観測所名	所管	所在地	位置	現 況 堤防高	発 報 担当者
駿河海岸	駿河海洋 （沖）	国土交通省 中部地方整備局 静岡河川事務所	焼津市 高新田	沖合距離 約 2.8 km 設置水深 -45m	6.2～ 8.2m	静岡河川 事務所長
	石廊崎	気象庁 静岡地方气象台	南伊豆町 石廊崎	測定範囲 沖合約 200m～400m		

海岸名	観測所名	受 報 担当者	通信連絡先及びその方法		関係水防 管理団体
			発報担当者側	受報担当者側	
駿河海岸	駿河海洋 （沖）	島田土木 事務所長	TEL054-273-9104 Fax054-273-9219（直）	TEL 0547-37-1035 Fax0547-37-5480（SIPOS） Fax0547-37-5335（直）	焼津市 牧之原市 吉田町
	石廊崎	静岡県 砂防局長		TEL054-221-3259 Fax0547-272-8451（SIPOS） Fax054-221-3260（直）	

発報担当者より受報担当者へ通知することによって、国土交通大臣及び気象庁長官から、県知事への通知にかえるものとする。

(3) 水防警報の種類及び発表（高潮）

種類	内容	発表基準
待機・準備	水防団及び消防機関が出動できるように待機及び出動の準備がある旨を警告し、水防に関する情報連絡、水防資機材の整備、水門機能等の点検、通信及び輸送の確保等に努める。	気象・波浪状況等により待機及び準備の必要を認めるとき。
出動	水防団及び消防機関が出動する必要がある旨を連絡するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波が起こるおそれがあると認めるとき。
距離確保準備	激しい越波が発生する危険が迫っていることを警告し、越波から身の安全が十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う準備を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が迫ってきたと認めるとき。
距離確保	激しい越波の発生を警告するとともに、越波から身の安全を十分に確保できるよう海岸からの距離を確保しながら、避難誘導・浸水対策等の水防活動を行う旨を指示するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生が確認或いは判断されるとき。
距離確保解除	激しい越波のおそれが無くなった旨の通知をする一方で、水防活動が必要な箇所及び状況を示し、その対応策を指示する。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、距離確保の必要がなくなったとき。
解除	激しい越波のおそれが無くなったとともに、更に水防活動を必要とする状況が解消した旨、及び一連の水防活動警報を解除する旨を通告するもの。	気象・波浪状況・CCTV 等により越波の発生或いはおそれがなくなり、災害に対する水防活動を必要とする状況が解消したと認められるとき。

(4) 水防警報の種類及び発表（津波）

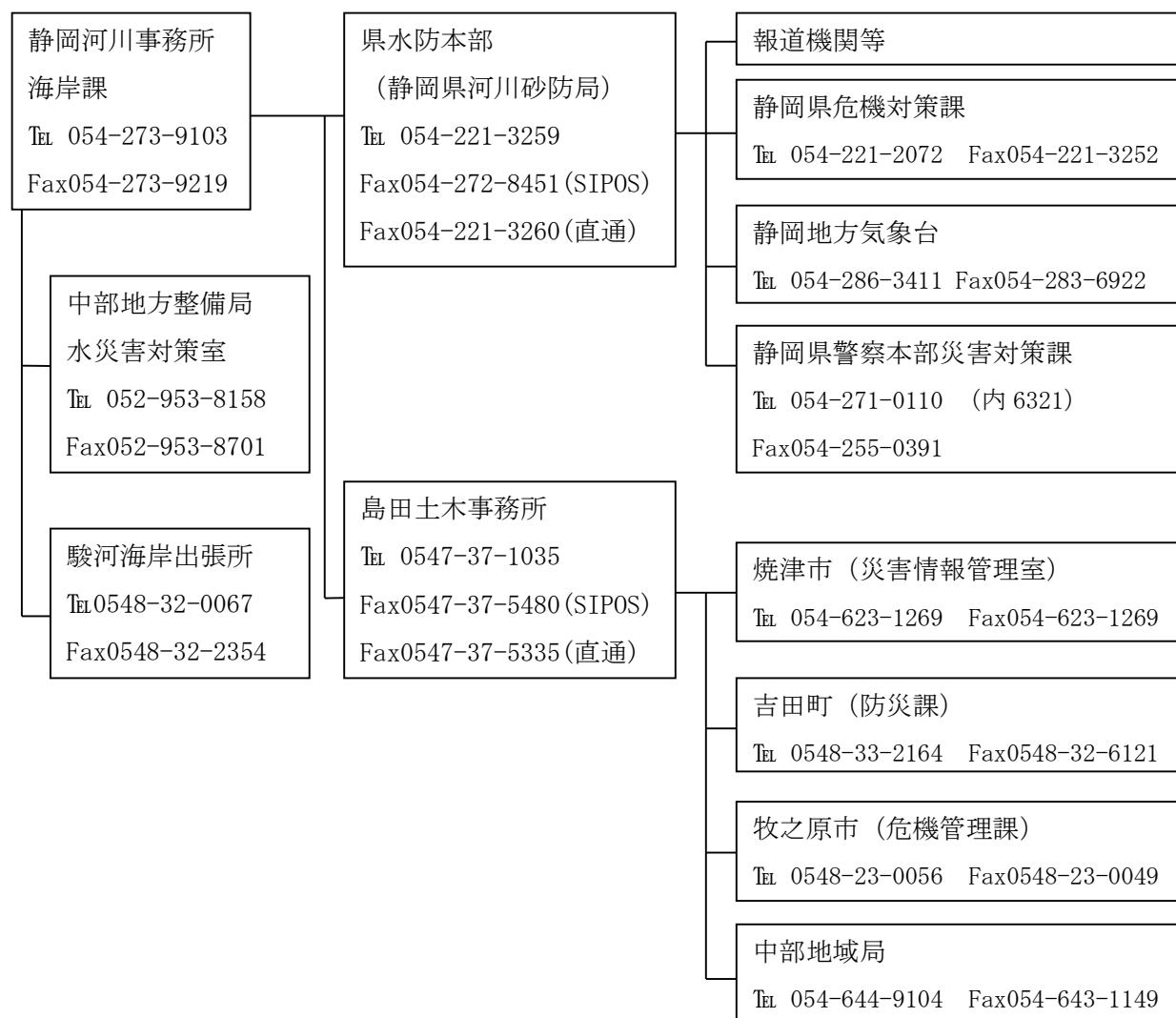
表. 11-2 (P35) 大井川水防警報計画の水防警報（津波）の種類、内容及び発表基準（中部地方整備局）のとおりとする。具体的な発表基準は、資料 5 (P93) のとおりとする。

(5) 水防警報を発表しない場合の処置

理由を付し、関係者に通知する。

（６）駿河海岸水防警報連絡系統図

水防警報の伝達方法は、基本的にファックスにて伝達する。その後電話にて受領の確認を行う。



（７）水防警報の伝達用紙

水防警報の伝達を行う場合の様式は、高潮の場合は様式３－２（P74）、津波の場合は様式３－４（P76）を使用する。

第 1 2 章 水位周知河川における水位到達情報

第 1 節 静岡県知事が行う水位周知河川における水位到達情報の通知及び周知

静岡県知事は、指定した水位周知河川について、水位が氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）に達したときは、その旨を当該河川の水位又は流量を示して水防管理者に通知するとともに、必要に応じて報道機関の協力を求めて、一般に周知させるものとする。

また、静岡県知事が指定した河川について通知をした静岡県知事は、避難のための立退きの勧告又は指示の判断に資するため、関係市町の長にその通知に係る事項を通知するものとする。

氾濫注意水位（警戒水位）、避難判断水位への到達情報（氾濫注意水位を下回った場合の情報（氾濫注意情報の解除）を含む）、氾濫発生情報の発表は、可能な範囲で行うこととする。

1 水位周知河川における水位到達情報の提供

（１）水位周知河川名及びその区域

河川名	区 域	区域延長
湯日川	左岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで 右岸 榛原郡吉田町神戸東名高速道路から海まで	5,600m
坂口谷川	左岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで 右岸 牧之原市坂口唐木田橋付近から海まで	6,310m

(2) 水位周知河川の対象水位観測所及び水位到達情報の担当官署

河川名	観測所	事務所名	所在地	位置	水防団 待 機 (通報) 水位	氾濫 注 意 (警戒) 水位	避難 判断 水位	氾濫 危険 (洪水特 別警戒) 水位	既往 最高 水位
湯日川	千草橋	島田土木	吉田町 神戸	河口から 4.95 km	m 1.20	m 1.70	m 1.90	m 2.00	m 2.65
坂口谷川	坂口谷川橋	島田土木	牧之原市 細江	河口から 2.175 km	2.10	2.40	2.70	3.20	2.98

河川名	現 況 堤防高	堤 内 地盤高	発報担当者	受報担当者	通信連絡先及びその方法	
					発報担当者側	受報担当者側
湯日川	左 4.80m 右 3.93m	左 1.39m 右 1.70m	島田土木 事務所長	吉田町長	TEL 0547-37-1035 Fax0547-37-5480(SIPOS) Fax0547-37-5335(直通)	TEL 0548-33-2164 FAX0548-32-6121
坂口谷川	左 4.98m 右 5.56m	左 5.50m 右 ー	島田土木 事務所長	吉田町長	TEL 0547-37-1035 Fax0547-37-5480(SIPOS) Fax0547-37-5335(直通)	TEL 0548-33-2164 FAX0548-32-6121

注1) 発報担当者より受報担当者へ通知することによって、知事より関係ある機関への通知にかえるものとする。

注2) 避難判断水位は、氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）到達までに避難所の開設が必要で、かつ氾濫注意水位以上の水位設定が可能な河川で設定する。

なお、避難判断水位が設定されていない河川でも氾濫注意水位（警戒水位）の超過、大雨警報の発表及び今後の降雨予測等、状況に応じて高齢者等避難が発表される。

(3) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の基準

氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)は、氾濫注意水位(警戒水位)を越える水位であって、計画高水位、もしくは基準観測所において当該水位の基準観測所換算水位を観測時時点から当該危険箇所において越水又は溢水が発生するまでに、避難指示の発令、情報伝達及び避難を完了させることが可能となるよう、水位上昇速度及び避難等に要する時間(リードタイム)を考慮して設定した水位の低いほうの水位であり、この水位に達したときは「水防管理者及び量水標管理者に通知するとともに、必要に応じ報道機関の協力を求めて、これを一般に周知させなければならない」(法第13条)ものである。

また、水防管理者においては、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に到達した情報は、「災害の発生を特に警戒すべき水位」として住民の避難等に資する洪水情報となる。

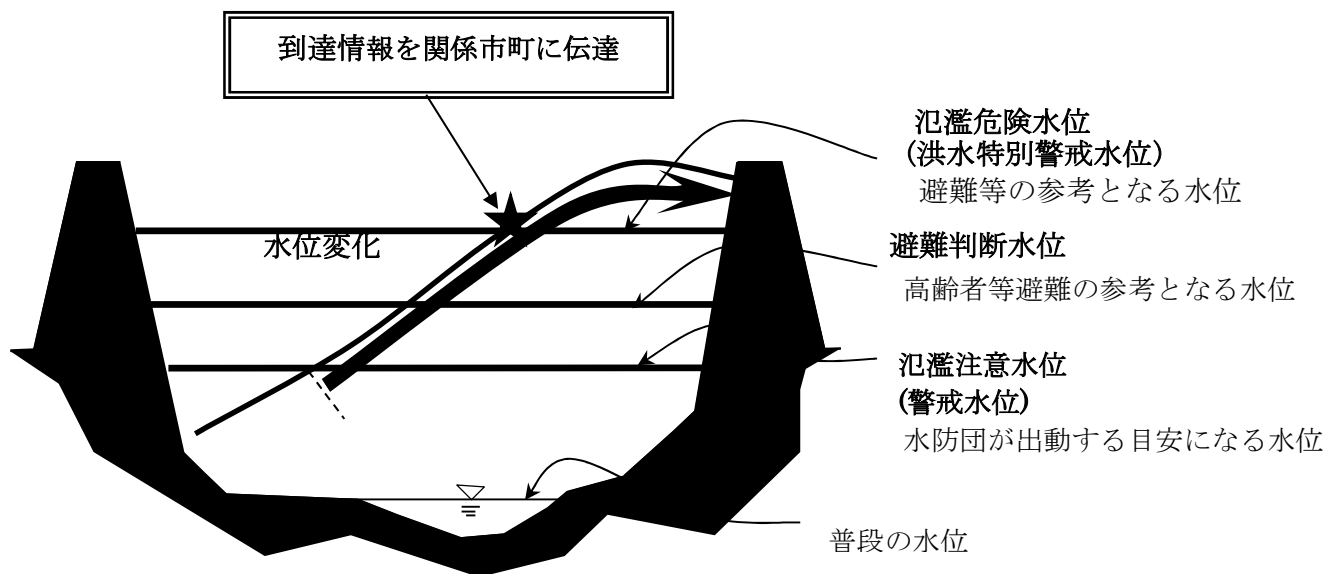


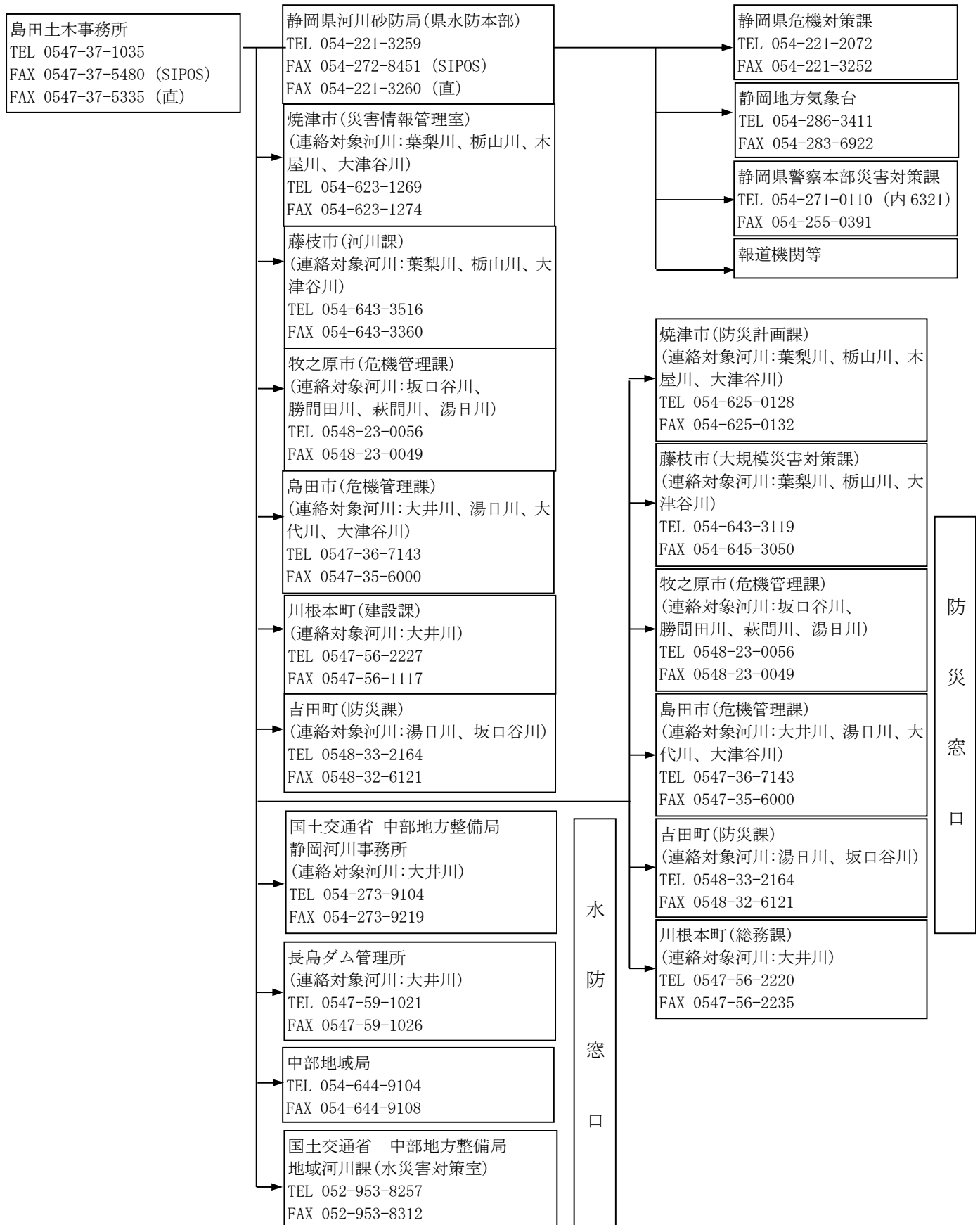
図. 12-1 静岡県の水防危険水位(洪水特別警戒水位)の設定

(4) 氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)の水位到達情報の通知

県は様式6(P80)により、氾濫危険水位(洪水特別警戒水位)に達した旨の水位到達情報を通知する。また、必要に応じて補足情報を明示して情報提供する。

(5) 湯日川、坂口谷川における氾濫危険水位（洪水特別警戒水位）の
水位到達情報連絡系統図

水位到達情報の伝達方法は、基本的にファックスにて伝達する。その後電話にて受領



第 1 3 章 水防活動

第 1 節 水防本部の非常配備

1 非常配備

水防管理団体は、水防活動の利用に適合する予報及び警報等の発表があり洪水、内水、津波又は高潮のおそれがあると認められるときから、その危険が解消されるまでの間は非常配備により水防事務を処理するものとする。ただし、津波の場合等においては、配備職員の安全確保を図らなくてはならないものとする。

また、災害対策本部が設置されたときは、その組織内に入る。

2 水防配備体制

表 13-1 吉田町の水防配備基準

配備 区分	配備の時期	配備人員	体制
第 1 配備	1. 水防に関する警報・注意報等が発せられたが、具体的な水防活動を必要とするに至るまでにはまだかなり時間的余裕があると認められるとき 2. ダム管理者等から事前放流を実施するとの通知がされ、水防団待機水位に達する恐れがあるとき	数名の職員が対応	情報の収集及び連絡に当たり、事態の推移によっては、直ちに第 2 配備の招集その他の活動ができる体制
第 2 配備	1. 水防活動を必要とする事態の発生が予想され、数時間後には水防活動の開始が考えられるとき 2. 水防長が必要と認めて指令したとき	各班の所属職員の約半数を動員	水防活動の必要な事態が発生すれば、そのまま水防活動（災害の応急対策）が遅滞なく遂行できる体制
第 3 配備	1. 激甚な災害が予想されるとき又は危険性が大で第 2 配備で処理できがたいと認められるとき 2. 気象庁により特別警報が発表されたとき 3. 水防長又は現地指導班長が必要と認めて指令したとき	所属職員の全員及び応援を求められた部局の職員を動員	完全な水防体制

第2節 消防団の非常配備

消防団の非常配備は、水防本部長からの指令によるものを原則とするが緊急を要する場合は、団長の判断により非常配備体制をとらなければならない。

1 消防団を非常配備体制に就かせるための指令

- (1) 水防管理者が自らの判断により必要と認める場合
- (2) 水防警報指定河川にあっては、知事からその警報の伝達を受けた場合
- (3) 緊急にその必要があるとして知事からの指示があった場合

2 非常配備基準

表 13-2 消防団に対する非常配備基準

配備区分	配備基準	配備体制
待機	1. 水防に関係のある気象の予報、注意報及び警報が発表されたとき 2. 河川の水位が水防団待機水位（通報水位）に達し、かつ準備の必要をみとめるとき	団長は、情勢を把握することに努め、団員を直ちに次の段階に移行できる状態におく
準備	1. 河川の水位が氾濫注意水位（警戒水位）に達して、なお上昇のおそれがあり、かつ出動の必要が予測されるとき 2. 気象状況等により高潮及び津波の危険が予想されるとき	正副団長、本部長及び分団長は、所定の詰所に集合し、また資器材の整備点検、団員の配備計画にあたり、水門、桶門等の水防上重要な工作物のある箇所への団員派遣、堤防巡視等のため一部団員を出動させる
出動	1. 河川の水位がなお上昇し、出動の必要を認めるとき 2. 潮位が満潮位に達し、なお上昇の恐れがあるとき ただし、水防活動を安全に行える状態である場合に限る	消防団員全員が所定の詰所に集合し、警戒配備につく
解除	水防長又は水防管理者より解除の指令をしたとき	
水防上の注意事項		
1 洪水、津波、高潮のいずれにおいても、水防活動（避難誘導や水防作業）の実施にあたり、水防団員自身の安全は確保しなければならない。		
2 出動の際は、必要に応じ、水防団員自身でライフジャケット等の安全具を装着する。		
3 水防団員及び消防団員は、出動前によく家事を整理し、万一家人が待避する場合における待避要領等を家人に伝え、後顧の憂いをなくし、一旦出動した場合は命令なくして部署を離れたり勝手な行動をとってはならない。		
4 作業中は、終始敢闘精神をもって上司の命に従い、団体行動をとらなければならない。		
5 作業中は、私語を慎しみ、言動に注意し、特に夜間は「溢水」「破堤」等の想像による言語を用いてはならない。		

- 6 命令及び情報の伝達は、特に迅速正確及び慎重を期し、みだりに人心を動揺させたり、いたずらに水防員を緊張によって疲れさせないように留意し、最悪時に最大の水防能力が発揮できるように心掛けること。
- 7 洪水時において堤防に異状が起こる時期は、滞水時期にもよるが、大体水位が最大るとき又は、その前後である。しかし、法崩れ陥没等は通常減水時に生じる場合が多い（水位が最大洪水位の4分の3位に減少したときが最も危険）から、洪水が最盛期を過ぎても完全に終息するまで警戒を厳にすること。
- 8 水防解除後は人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- 9 使用した資器材は、手入をして所定の位置に設備する。水防上の注意事項

第3節 雨量の監視

1 雨量観測所

県では、河川・海岸・堤防・道路などの土木防災情報を一元化した静岡県土木総合防災情報システム（通称：SIPOS 以下「サイポス」という。）により、広域的な雨量情報を受信し、降雨の監視を行っており、この雨量情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」でも監視できる。

表 13-3 雨量観測所(県所管)

観測所	河 川	位 置	観測開始	既往最大雨量	観 測
(テレ) 島田	大井川	島田市道悦	S13. 1. 1. (S60. 4. 1.)	<u>434. 0</u> mm	島田土木 Tel 0547-37-1035
(テレ) 静谷	勝間田川	牧之原市 静谷	S51. 3. 1 (S54. 10. 1)	<u>348. 0</u> mm	島田土木 Tel 0547-37-1035

表 13-4 雨量観測所(気象庁管理)

観測所名	観測種目						所在地	世界測地系		観測所 の高さ m	風向風 速計地 上の高 さ
	降水量	気温	風	日照時間	積雪	その他		緯度 (° ')	経度 (° ')		
静岡空港	○	○	○				牧之原 市坂口	34 47. 7	138 11. 3	132	10. 0

2 その他の雨量及び気象情報等の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している気象情報等を雨量監視に活用する。

- ・国土交通省

「川の防災情報」

【PC 版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

・気象庁

あなたの町の防災情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/>

気象警報・注意報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=warning>

アメダス <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=amedas>

雨雲の動き（高解像度降水ナウキャスト） <https://www.jma.go.jp/bosai/nowc/>

洪水ナウキャスト（洪水警報の危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:flood>

浸水ナウキャスト（大雨警報（浸水害）の危険度分布） <https://www.jma.go.jp/bosai/risk/#elements:inund>

第4節 水位の監視

1 水位観測所

県では、水位情報を収集し、水位の監視を行っている。また、サイポスの水位情報は、インターネットサイト「サイポスレーダー（<http://sipos.pref.shizuoka.jp>）」でも入手が可能である。

表 13-5 水位観測所（県管理）

観測所	河川	位置	水 位				観測
			水防団 待機 (通報)	氾濫 注意 (警戒)	避難判断	氾濫 危険 (危険)	
ちぐさ 千草橋	湯日川	吉田町 神戸	1.20	1.70	1.90	2.00	島田土木 Tel 0547-37-1035
さぐちやがわ 坂口谷川橋	坂口谷川	牧之原市 細江	2.10	2.40	2.70	3.20	

2 その他の水位等の情報収集

国土交通省が、インターネット配信している水位情報等を水位監視に活用する。

・国土交通省「川の防災情報」

【PC版】 <http://www.river.go.jp/>

【スマートフォン版】 <http://www.river.go.jp/s/>

【携帯版】 <http://i.river.go.jp/>

第5節 監視及び警戒とその措置

1 巡視

水防管理者、消防機関の長又は消防団長は、管轄区域内の河川、遊水地、海岸堤防及び津波防護施設等を巡視し、水防上危険であると認められる箇所があるときは、直ちに

河川、海岸、津波防護施設等の管理者（以下「河川等の管理者」という。）に連絡して必要な措置を求めなければならない。

上記に係る連絡を受けた河川等の管理者は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

河川等の管理者が自ら行う巡視等において水防上危険であると認められる箇所を発見した場合は、必要な措置を行うとともに、措置状況を水防管理者に通知するものとする。

水防管理者等は、出水期前や洪水経過後、高潮や津波終息後等に、重要水防箇所又は洪水箇所、その他必要と認める箇所の巡視を行う場合において、必要に応じて河川等の管理者に立会又は共同で行うことを求めるものとする。

2 警戒

水防管理者、消防機関の長又は消防団長は、県から非常配備体制が発令されたとき、または気象等の悪化が予測されるとき等は、河川、海岸等の監視及び警戒をさらに厳重にし、特に既往の被害箇所その他重要な箇所を中心として巡視するものとする。また、次の状態に注意し、異常を発見したときは直ちに水防作業を実施するとともに、島田水防区長及び河川等の管理者に報告し、島田水防区長は水防本部長に報告するものとする。

なお、高潮・津波の場合は、その襲来までの時間的余裕を十分考慮して自身の安全及び避難を優先して監視及び警戒にあたるものとする。

- (1) 堤防から水位があふれるおそれのある箇所の水位（潮位）の上昇
- (2) 堤防上端の亀裂又は沈下
- (3) 川側（海側）堤防斜面で水当りの強い場所の亀裂又は欠け崩れ
- (4) 居住地側堤防斜面の漏水又は飽水による亀裂及び欠け崩れ
- (5) 排水門、取水門、水こう門の両軸又は底部よりの漏水と扉の閉まり具合
- (6) 橋梁及びその他の構造物と堤防との取り付け部分の異状

第6節 潮位・波高の情報収集

国土交通省及び気象庁が、インターネット配信している潮位・波高等情報を収集し活用する。

- ・国土交通省「海の防災情報（全国港湾海洋波浪情報網）」

【PC版】<http://www.mlit.go.jp/kowan/nowphas/>

【スマートフォン・携帯版】<http://nowphas.mlit.go.jp>

- ・国土交通省防災情報提供センター

http://www.jma.go.jp/jp/choi/bousai/choui_map.html

- ・気象庁

潮位観測情報 <https://www.jma.go.jp/bosai/map.html#contents=tidelevel>

海洋の健康診断表 <https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index.html>

波浪に関するデータ https://www.data.jma.go.jp/gmd/kaiyou/shindan/index_wave.html

第7節 水防作業

水防作業を必要とする異常事態が発生したときは、被害を未然に防止し、又は被害の拡大を防ぐため、堤防の構造、流速、護岸、浸水域及び近接地域の状態等を考慮して最も適切な工法を選択し実施するものとする。その際、団員は自身の安全を確保できる場所までの避難完了に要する時間、津波到達時刻等を考慮して、団員自身の安全を確保できないと判断したときには、自身の避難を優先する。

また、水防管理者は、平常時から水防実施関係者に水防工法等を習熟させ、災害時においても最も適切な作業が即時に実施できるよう努めなければならない。水防工法は資料1 1 (P111～P113) のとおり。

第8節 緊急通行

1 緊急通行

水防のため緊急の必要がある場所に赴くときは、水防団長、水防団員及び消防機関に属する者並びに水防管理者から委任を受けた者は一般交通の用に供しない道路又は公共の用に供しない空地及び水面を通行することができる。

2 損失補償

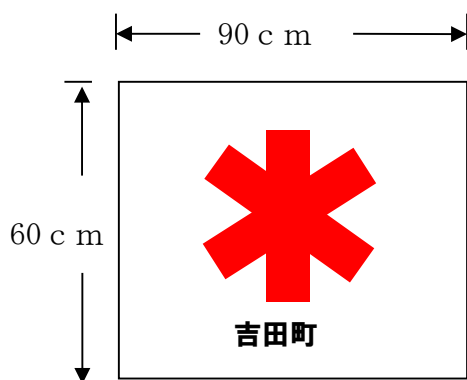
水防管理団体は、緊急通行の権限を行使することにより損失を受けた者に対し、時価によりその損失を補償するものとする。

第9節 水防標識及び水防信号

1 水防標識

水防法18条の規定による水防標識は、図13-1～13-3のとおりである。

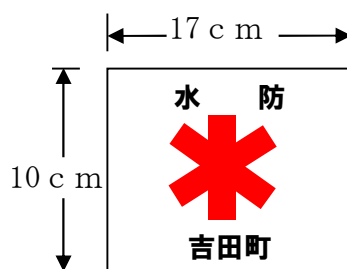
図2 車馬標識



水は赤色、外は白色

車載標識の寸法については、任意とする。

図13-1 車馬標識



水は赤色、外は白色

図13-2 腕章



水は赤色、外は白色

形状については適宜とする。

図13-3 標 燈

2 水防信号

水防法第20条の規定による水防信号は、表13-5のとおりである。

- (1) 信号は適当の時間継続する。
- (2) 必要があるときは、警鐘、サイレン信号を併用する。
- (3) 上記によるほか、伝令の称呼による通報を考慮する。

表13-5 水防信号

種類	説 明	警鐘信号	サイレン信号
第1信号	氾濫注意水位(警戒水位)に達したことを知らせるもの	○休止○休止○休止	約5秒 約15秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約15秒 約5秒 約15秒 休止 ○ー 休止
第2信号	水防団員及び消防機関に属するものの全員が出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止 ○ー○ー○休止	約5秒 約6秒 約5秒 ○ー 休止 ○ー 約6秒 約5秒 約6秒 休止 ○ー 休止
第3信号	当該水防管理団体の区域内に居住するものが出動すべきことを知らせるもの	○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止 ○ー○ー○ー○休止	約10秒 約5秒 約10秒 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約10秒 約5秒 休止 ○ー 休止
第4信号	必要と認める区域内の居住者の避難のため立ち退くべき事を知らせるもの	乱打	約1分 約5秒 約1分 ○ー 休止 ○ー 約5秒 約1分 約5秒 休止 ○ー 休止
注意	1 信号は、適切な時間継続すること。 2 必要があれば警鐘、サイレン信号を併用することをさまたげない。 3 危険が去った時は、口頭伝達により周知させるものとする。		

第10節 水防配備の解除

1 水防管理団体の配備の解除

水防管理者は、自らの区域内の水防活動の必要がなくなつたと認めたときは、配備の解除を発令するとともに、住民その他関係機関に通知するものとする。

なお、配備の解除を発令したときは、所管する島田水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

2 消防団の配備の解除

- (1) 水防解除は、水位が下降して水防活動の必要がなくなり、水防管理者が水防解除の指令をしたときとする。
- (2) 消防団員は、1による水防解除の指令があるまでは、自らの判断等により勝手に部署を離れてはならない。
- (3) 水防解除後は、人員、資器材及び作業箇所を点検し、その概要を直ちに報告する。
- (4) 使用した資機材は、手入れして所定の位置に設備する。

第 1 4 章 協力応援

第 1 節 河川管理者（中部地方整備局及び静岡県）の協力及び援助

1 中部地方整備局の協力

中部地方整備局は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う水防のための活動に次の協力を行う。

（１）河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所

番号	河川名	水位観測所	監視カメラ	位置
1	大井川	ほそじま 細島	○	島田市細島

イ 水位情報の提供

提供方法	URL／電話番号
川の防災情報ホームページ	（一般向け） http://www.river.go.jp/ （市町村向け） http://city.river.go.jp/title_city.html
川の水位情報ホームページ	http://k.river.go.jp/
電話応答装置	（大井川水系） 0 5 4 - 2 7 3 - 9 2 8 4

ウ 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

河川名	情報の種別	標題及びURL
大井川	映像情報	ライブカメラ https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/livecamera/
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/

（２）重要水防箇所の合同点検の実施

（３）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

（４）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

（５）水防活動の記録及び広報

（６）中部地方整備局災害対策用車両等の派遣

中部地方整備局対策用車両の派遣要請をする場合には、最寄りの直轄事務所へ直接電話して、その際に、使用（派遣）場所（位置図）、使用（派遣）車両、使用（派遣）期間、受入担当者の連絡先等、派遣に必要な事項を合わせ提示する（FAX）。なお、要請に係る手続きを資料 7 に示す。また、要請に関する様式は、資料編様式 7 - 1（P81）、様式 7 - 2（P82）のとおりである。

おって、派遣要請した場合には、速やかに所管する水防区長を経由して水防本部長に報告するものとする。

国土交通省窓口の連絡先は次表、派遣要請のできる災害対策用車両等一覧は静岡県水防計画書、表 1 4 - 5（P130）のとおりである。市町管理河川でも派遣可能である。

※なお、災害対策対策用車両等の派遣に要する費用は原則として派遣要請をした地方自治体が負担することとする。

災害対策用車両等派遣要請連絡先

地区	国土交通省窓口	電話番号	F A X 番号
中部	静岡河川事務所 管理課	054-273-9105	054-205-1213

2 静岡県の協力

静岡県は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者の行う水防のための活動に次の協力を行う。

(1) 河川に関する情報の提供

ア 情報提供を行う河川名及び水位観測所及び監視カメラ

番号	河川名	水位観測所	監視カメラ	位置
1	湯日川	ちぐさ 千草橋	○	榛原郡吉田町神戸
2	坂口谷川	さぐちやがわ 坂口谷川橋	○	牧之原市細江

イ 水位情報の提供

提供方法	U R L
サイポスレーダー（静岡県土木総合防災情報） インターネット用ホームページ	http://sipos.pref.shizuoka.jp
川の防災情報ホームページ	http://www.river.go.jp
サイポスレーダー携帯版（静岡県土木総合防災情報） 携帯電話用ホームページ	http://sipos.pref.shizuoka2.jp/m/

ウ 河川状況の映像情報、氾濫発生の際の浸水想定情報の提供方法

河川名	情報の種別	標題及びU R L
湯日川 坂口谷川	映像情報	ライブカメラ http://sipos.shizuoka2.jp/sipos/index.html
	浸水想定情報	浸水想定区域図 https://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/shinsuisoutei.html

(2) 重要水防箇所の合同点検の実施

(3) 水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加

(4) 水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際し、河川管理者応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供

(5) 水防活動の記録及び広報

3 中部地方整備局及び静岡県の援助

河川管理者（中部地方整備局及び静岡県）は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理者が行う浸水被害軽減地区の指定に係る援助を行う。

- （１）水防管理者に対して、過去の浸水情報や周辺の地形情報等に鑑み浸水被害の軽減に有用な盛土構造物等の情報を提供
- （２）水防管理者に対して、指定しようとする浸水被害軽減地区の有用性について、過去の浸水情報や河道の特性等に鑑みた助言
- （３）吉田町長に対して、過去の浸水情報の提供や、吉田町長が把握した浸水実績等を水害リスク情報として周知することの妥当性について助言
- （４）水防管理団体が行う浸水被害軽減地区の指定に必要な援助を行う際に、河川協力団体に必要な協力を要請

第２節 下水道管理者の協力

下水道管理者は、自らの業務等に照らし可能な範囲で、水防管理団体が行う水防のための活動に次の協力を行う。

- （１）水防管理団体が行う水防訓練及び水防技術講習会への参加
- （２）水防管理団体及び水防協力団体の備蓄資機材が不足するような緊急事態に際し、下水道管理者の応急復旧資機材又は備蓄資機材の提供
- （３）水防管理団体及び水防協力団体の人材で不足するような緊急事態に際して、水防に関する情報又は資料を収集し、及び提供するための職員の派遣

第３節 ホットライン体制

国及び県管理河川（洪水予報河川、水位周知河川）においては、国土交通省静岡河川事務所長及び島田土木事務所長から管内市町村長等に直接、携帯電話等により、河川の水位情報を伝達するホットライン体制を構築し、町長が避難指示等の発令を判断するための支援を行う。

町長は、河川の水位状況については、国土交通省静岡河川事務所長及び島田土木事務所長とのホットラインにより、迅速かつ十分な情報共有に努めるものとする。

第４節 水防管理団体相互の協力及び応援

- 1 水防管理者は、水防上必要があるときは、他の水防管理者又は市町長若しくは消防長に対して応援を求めることができる。（水防法第２３条）
- 2 応援を求められた水防管理者又は市町長若しくは消防長は、自らの水防に支障がない限りこの求めに応ずるものとし、作業、行動等については、応援を求めた水防管理者の所轄のもとに行うものとする。
- 3 隣接する水防管理団体は、協力、応援等水防事務に関し、あらかじめ相互に協定をしておくものとする。

第5節 自衛隊の派遣要請

水防管理者は、災害に際し、自らの能力で処理することが困難な事態が予想されるときは、災害対策基本法第68条の2に基づき、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求するものとする。派遣要請の要求に当たっては次の事項を明らかにするものとする。

- (1) 災害の状況及び派遣要請を要求する事由
- (2) 派遣を希望する期間
- (3) 派遣を希望する区域及び活動内容
- (4) 派遣部隊との連絡方法、その他参考となるべき事項

なお、知事に自衛隊の災害派遣の要請を要求することができない場合には、水防管理者が直接、自衛隊第34普通科連隊長または最寄りの部隊の町に通知し、知事に対してもその旨を速やかに通知する。（吉田町地域防災計画共通対策編 第3章応急対策 第26節 自衛隊派遣要請の要求計画）

第6節 警察官の出動要請

水防管理者は、水防のため必要があると認めるときは、牧之原警察署長に対し、警察官の出動を求めることができる。（水防法第22条）

第7節 企業（地元建設業等）との連携

町は、出水時の水防活動に際し、吉田町災害復旧支援会と協定を締結している。協定書は資料12（P114）のとおりとする。

第 15 章 水防てん末報告

第 1 節 水防てん末報告

水防管理者は、洪水等に際して水防活動を実施し、水防が終結したときは、次の事項を取りまとめ、「水防管理団体水防活動実施報告書」（様式 8（P83））により水防活動実施後 10 日以内に島田水防区長を経由し水防本部長に報告するものとする。

水防管理者は、水防功労表彰の申請については、実状を調査し、内容を審査したうえ、功績順位並びに意見を付して県水防部長に報告するものとする。

水防てん末報告事項

- (1) 天候の状況並びに警戒中の水位観測表
- (2) 水防活動を実施した河川名・海岸名及びその箇所
- (3) 警戒出動及び解散命令の時刻
- (4) 消防団員及び消防機関に属する者の出勤時刻及び人員
- (5) 水防作業の状況
- (6) 堤防、その他の施設の異常の有無及びこれに対する処置とその効果
- (7) 使用資材の種類及び数量並びに消耗量及び員数
- (8) 水防法第 28 条の規定による公用負担下命の器具、資材の種類、数量及び使用場所
- (9) 応援の状況
- (10) 居住者出勤の状況
- (11) 警察関係の援助の状況
- (12) 現場指導の官公署氏名
- (13) 立退きの状況及びそれを指示した理由
- (14) 水防関係者の死傷
- (15) 殊勲者及びその功績
- (16) 殊勲水防団とその功績
- (17) 今後の水防について考慮を要する点、その他水防管理団体の所見

第 2 節 消防団の水防活動実施報告書の提出

消防団長は、水防が終結したときは、水防箇所ごとに遅滞なく様式 11 号（P86）により水防活動実施報告書を水防管理者に提出するものとする。

第 16 章 水防計画及び水防訓練

第 1 節 水防計画

- (1) 水防管理者は、都道府県の水防計画に応じた水防計画を定め、及び毎年水防計画に検討を加え、必要があると認めるときは、これを変更しなければならない。
- (2) 指定管理団体の水防管理者は、水防計画を定め、または変更しようとするときは、あらかじめ、防災会議に諮らなければならない。
- (3) 水防計画を定め、又は変更したときは、その要旨を公表するよう努めるとともに、遅滞なく、水防計画を都道府県知事に届け出なければならない。

第 2 節 水防訓練

- (1) 町は、毎年出水期前に、消防団及び水防協力団体の水防訓練を実施し、水防技術の向上を図るものとする。
- (2) 水防管理団体が実施する水防訓練にあたっては、要配慮者利用施設の所有者または管理者とも連携を図ることも検討していくこととする。
- (3) 国や県が主催する水防技術講習会等へ消防団員を参加させる等、積極的に水防知識を身につけさせることとする。

第 17 章 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

第 1 節 洪水対応

1 洪水浸水想定区域の指定

国土交通省及び県は、洪水予報河川及び水位周知河川について、河川が氾濫した場合に浸水が想定される区域を洪水浸水想定区域として指定し、指定の区域及び浸水した場合に想定される浸水を公表するとともに、関係市町の長に通知する。（表 17-1）

表. 17-1 浸水想定区域図一覧

管 理	水系名	河川名	指定 状況	浸水想定区域図（想定最大規模）	関係 市町
国	大井川	大井川	洪水 予報	https://www.cbr.mlit.go.jp/shizukawa/bousai/shinsui/	島田市 焼津市 藤枝市 牧之原市 吉田町
県	湯日川	湯日川	水位 周知	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/documents/01_yuigawa_saidai.pdf	島田市 牧之原市 吉田町
県	坂口谷川	坂口谷川	水位 周知	http://www.pref.shizuoka.jp/kensetsu/ke-320/measures/documents/01_saguchiya_saidai.pdf	牧之原市 吉田町

2 浸水想定区域内における円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止のための措置

町は、浸水想定区域の指定があったとき、地域防災計画において少なくとも当該浸水想定区域ごとに、次に掲げる事項について定めるものとする。

- （１）洪水予報、水位到達情報の伝達方法
- （２）避難場所そのほか洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項
- （３）災害対策基本法第 48 条第 1 項の防災訓練として市町村長が行う洪水、内水又は高潮に係る避難訓練の実施に関する事項
- （４）浸水想定区域内に次に掲げる施設がある場合にあっては、これらの施設の名称及び所在地

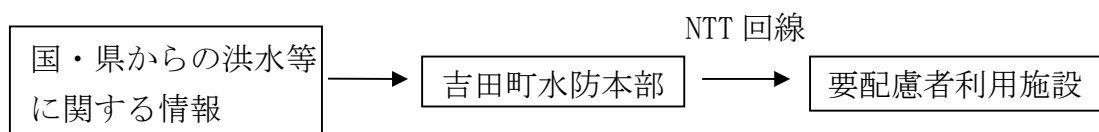
ア 地下街等（地下街その他地下に設けられた不特定かつ多数の者が利用する施設（地下に建設が予定されている施設又は地下に建設中の施設であつて、不特定かつ多数の者が利用すると見込まれるものを含む。）でその利用者の洪水時、内水時又は高潮時（以下「洪水時等」という。）の円滑かつ迅速な避難の確保及び浸水の防止を図る必要があると認められるもの

- イ 要配慮者利用施設（社会福祉施設、学校、医療施設その他の主として防災上の配慮を要する者が利用する施設）でその利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難を確保する必要があると認められるもの
 - ウ 大規模な工場その他の施設（イ又はロに掲げるものを除く。）であって国土交通省令で定める基準を参酌して町の条例で定める用途及び規模に該当するもの（大規模工場等）でその洪水時等の浸水の防止を図る必要があると認められるもの（所有者又は管理者からの申出があった施設に限る。）
- （５）その他洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な事項

町が、（４）で規定した施設については、資料８（P104～106）のとおりであり、洪水時にはこれらの資料を活用して住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図られるよう洪水予報等の伝達方法（防災無線、電話、ファックス、電子メール等）を定めるものとする。

なお、施設の所有者又は管理者は、国土交通省令で定めるところにより、利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成しなければならない。

《要配慮者利用施設への洪水予報等の伝達系統》



3 洪水ハザードマップ

平常時からの防災意識の向上と自主的な避難の心構えを養い、水災時には住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、町では、浸水区域ごとに、洪水予報等の伝達方法、避難場所等円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、洪水ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布するものとする。

また、洪水ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができるようにするものとする。



洪水ハザードマップQRコード

洪水ハザードマップURL (<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/4454.htm>)

4 予想される水災の危険の周知等

町長は、洪水予報河川以外の河川のうち、洪水時の円滑かつ迅速な避難を確保することが特に必要と認める河川について、過去の降雨により当該河川が氾濫した際に浸水し

た地点、その水深その他の状況を水害リスク情報として把握するよう努めるとともに、これを把握したときは、浸水実績等を地図上に示した図面の公表、浸水実績等を付加した洪水ハザードマップの公表、町内の看板・電柱等への掲示等に周知することとする。図面等を公表する場合は、住民への各戸配布やインターネット上での公表等により行うものとする。

5 要配慮者利用施設の利用者の避難の確保のための措置に関する計画の作成等

法第15条第1項の規定により地域防災計画に名称及び所在地を定められた要配慮者利用施設の所有者又は管理者（P104～106）は、国土交通省令で定めるところにより、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時の円滑かつ迅速な避難の確保を図るために必要な訓練その他の措置に関する計画を作成し、これを町長に報告するとともに、当該要配慮者利用施設の利用者の洪水時等の円滑かつ迅速な避難の確保のために訓練を行うものとする。さらに、自衛水防組織を置くよう努めるものとする。

町は、地域防災計画において、要配慮者利用施設の所有者または管理者及び自衛水防組織の構成員への洪水予報等の伝達方法を定めるものとする。

第2節 津波対応

1 津波浸水想定区域の周知

（1）津波ハザードマップ

津波発生時に、住民の円滑かつ迅速な避難の確保を図るため、町では、津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップを作成し、印刷物を各世帯に配布する。

また、津波ハザードマップに記載した事項を、町のホームページに掲載し、住民、滞在者その他の者が提供を受けることができるようにするものとする。

なお、津波浸水想定が変更となった場合は、変更後の津波浸水想定を踏まえた津波ハザードマップを作成し、住民等に周知するものとする。



津波ハザードマップQRコード

津波ハザードマップURL (<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/>)2.htm)

第3節 その他の対応

1 土砂災害警戒区域

町長は、土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律第7条第1項の土砂災害警戒区域及び同法第8条第3項に規定する事項を住民、勤務する者、観光旅客その他の者に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他の必要な措置を講じなければならない。



土砂災害ハザードマップQRコード

土砂災害ハザードマップURL (<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/6552.htm>)

2 住民への周知等（法第15条関係）

町長は、地域防災計画において定められた事項について、住民に周知させるため、これらの事項を記載した印刷物の配布その他必要な措置を講じなければならない。



吉田町地域防災計画掲載頁QRコード

吉田町地域防災計画掲載頁URL (<https://www.town.yoshida.shizuoka.jp/7198.htm>)

第 18 章 水防協力団体

第 1 節 水防協力団体（法第 36 条第 1 項）

水防に関する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他法人でない団体であつて、事務所の所在地、構成員の資格、代表者の選任方法、総会の運営、会計に関する事項その他当該団体の組織及び運営に関する事項を内容とする規約その他これに準ずるものを有しているものとして水防管理者が指定した団体をいう。

水防協力団体は、消防団との密接な連携の下に業務を行い、毎年消防団が行う水防訓練に参加するものとする。

第 2 節 水防協力団体の申請、指定及び業務等

- （１）水防管理団体は、以下に規定する業務を適正かつ確実に行うことができると認められる法人その他これに準ずるものとして国土交通省令で定める団体を、その申請により、水防協力団体として指定することができる。

現在、指定されている団体はないが、今後、要領等の策定を含め、運用を検討していくものとする。

- ア 水防上必要な監視、警戒その他の水防活動の協力
- イ 水防に必要な器具、資材又は設備の保管、提供
- ウ 水防に関する情報又は資料の収集、提供
- エ 水防に関する調査研究
- オ 水防に関する知識の普及、啓発
- カ 前各号に附帯する業務

第19章 その他

第1節 費用負担及び公用負担

1 費用負担

水防管理団体が、その所轄区域の水防に要した費用は、当該管理団体が負担するものとする。（水防法第41条）

ただし、次に掲げる場合においては、水防管理者相互間において協議して定めるものとし、協議が成立しない場合は、知事が斡旋するものとする。

（1）水防法第23条の規定による応援のための費用

（2）水防法第42条の規定により、著しく利益を受けた市町の一部負担

2 公用負担

水防上必要があるときは、水防管理者、消防機関の長は、次の権限を行使することができる。（水防法第28条）

（1）必要な土地を一時使用すること

（2）土石、竹材その他の資材を使用もしくは収用すること

（3）車両その他の運搬用機器を使用すること

（4）排水用機器の使用をすること

（5）工作物その他の障害物を処分すること

第2節 公務災害補償

消防団員又は、水防従事者が公務により死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は公務による負傷若しくは疾病により死亡し、若しくは障害の状態となった場合には「吉田町消防団員等公務災害補償条例」（昭和40年6月1日条例第89号）により補償する。

第3節 国及び県との連携

1 水防連絡会

町は、県や国土交通省河川事務所が開催する水防連絡会に参加し、重要水防箇所、河川改修状況、水防警報、洪水、津波又は高潮予警報の連絡系統、既往洪水における出水状況、既往津波、高潮による越水状況、水防資材整備状況、その他水防に必要な河川・海岸情報について情報収集を行う。

第4節 災害用伝言ダイヤル「171」等

災害用伝言ダイヤルとは、地震、水害等災害が発生した時に最も重要となる安否確認を伝達するシステムである。

また、災害時に利用できる安否確認システムには、伝言ダイヤルのほか、災害用ブロードバンド伝言板(web171)、携帯電話会社の災害用伝言板がある。

これらの詳細については、資料4（P92）のとおりである。